

第 5 次吉川市総合振興計画 後期基本計画（平成 29～33 年度）

【 素 案 】

平成 28 年 12 月

吉川市

目次

第1編 序論	1
第1章 策定の趣旨	1
第2章 計画の構成と期間	1
第1節 計画の構成と期間	1
第2節 計画策定の視点	2
第3章 総合振興計画と総合戦略の関係	2
第4章 基本構想	3
第1節 基本構想の役割	3
第2節 目標年次	3
第3節 めざす将来像と基本理念	3
第2編 社会動向	9
第1章 吉川市を取り巻く現状	9
第1節 吉川市の現状	9
第2節 社会動向	17
第2章 これからのまちづくりに求められる視点	19
第1節 前期基本計画の評価	19
第2節 まちづくりに求められる視点	20
第3編 後期基本計画	23
第1章 ふれあい・交流・協働のまちづくり（市民交流部門）	27
第1節 コミュニティ活動の推進	27
第2節 ひとひとが互いに認め合う社会づくり	28
第3節 平和で思いやりのある地域社会づくり	29
第4節 国際性豊かなまちづくり	30
第5節 都市間交流における人づくり	31
第6節 市民参加のまちづくり	32
第2章 元気・健やか・幸せのまちづくり（健康福祉部門）	33
第1節 市民が参加する福祉のまちづくり	33
第2節 未来を育む児童福祉の推進	34
第3節 いきいき暮らせる高齢者福祉の推進	36
第4節 みんなが支えあう障がい者（児）福祉の推進	37
第5節 生涯を通じた健康づくりの推進	38
第6節 スポーツによる健康・体力づくり	39
第7節 地域医療体制の充実	40
第8節 健康保険・年金による社会保障	41
第9節 自立支援と生活保障	42
第3章 うるおい・安心・快適なまちづくり（生活環境部門）	43
第1節 調和のとれた住環境づくり	43
第2節 みどり豊かなまちづくり	44
第3節 美しい水環境の創出	45

第4節	環境にやさしいまちづくり	46
第5節	災害に強いまちづくり	48
第6節	総合的な治水対策の推進	50
第7節	暮らしを支える上水道の充実	51
第8節	安全で明るいまちづくり	52
第9節	交通事故のないまちづくり	53
第10節	安心して暮らせる消防・救急体制の強化	54
第11節	消費者保護の推進	56
第4章	躍動・活力・賑わいのまちづくり（地域振興部門）	57
第1節	秩序ある土地利用の推進	57
第2節	新しい市街地の整備	58
第3節	快適な道路網の充実	59
第4節	充実した公共交通網の整備	60
第5節	魅力ある農業の振興	61
第6節	賑わいある商業の振興	63
第7節	活力ある工業の振興	64
第8節	労働環境の充実	65
第9節	観光の充実	66
第5章	生きがい・学び・伸びゆくまちづくり（教育文化部門）	67
第1節	生涯学習による人づくり・まちづくり	67
第2節	豊かな人間性を培う学校教育の充実	68
第3節	青少年健全育成の充実	70
第4節	幼児教育の充実	71
第5節	家庭・地域・学校の連携	72
第6節	多彩で個性ある文化の創造と伝承	73
第6章	まちづくりの推進のために（行政運営）	74
第1節	広聴・広報の充実	74
第2節	情報公開の推進	75
第3節	情報化の推進	76
第4節	計画的・総合的な行政の推進	77
第5節	持続可能な財政運営	78
第6節	公有財産の適正管理	79
第7節	地方分権の推進	80
第8節	シティプロモーションの推進	81
重点テーマ		82

第1編 序論

第1章 策定の趣旨

第5次吉川市総合振興計画は、平成24年度を初年度、平成33年度を目標年次とする10年計画であり、めざすべき将来都市像「人とまちが輝く 快適都市 よしかわ」や「まちづくりの目標」を実現するために総合的かつ計画的な行政運営を行うための最上位計画として平成24年3月に策定しました。

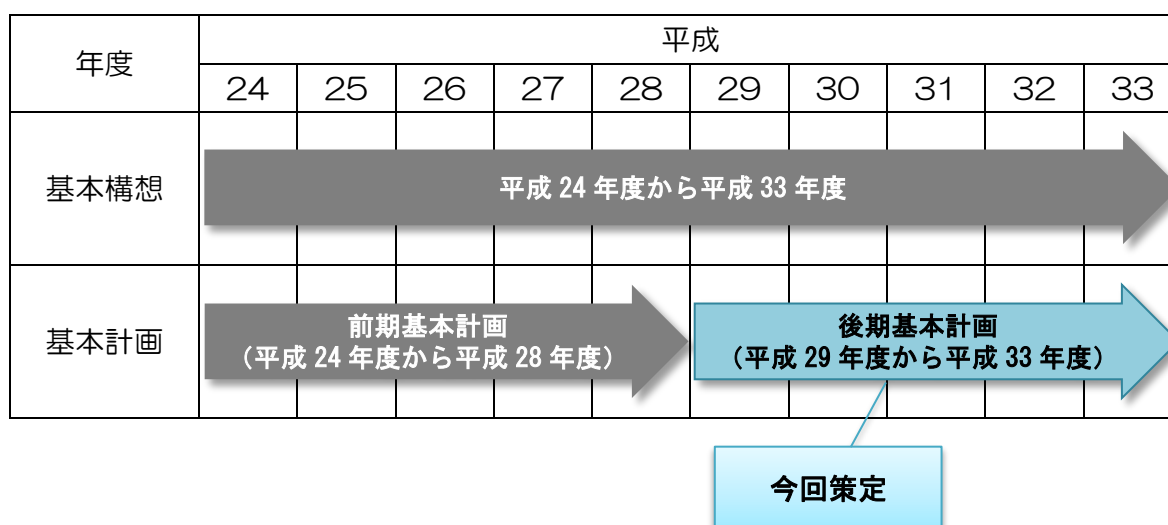
このたび、前期基本計画（平成24年度～平成28年度）の終了に伴い、前期基本計画に掲げる「まちづくりの目標」及び「施策」と施策ごとの「施策指標・目標指標」について社会の状況に応じて刷新するとともに、基本構想の将来都市像を実現するための総合的かつ計画的なまちづくりの推進を目的として後期基本計画を策定するものです。

第2章 計画の構成と期間

第1節 計画の構成と期間

基本構想の計画期間は10年間とし、めざすべき市の将来都市像や土地利用構想、まちづくりの目標を明示します。

基本計画は、基本構想が示す将来都市像の実現に向けて計画的な行政運営を行うため、まちづくりの方向性などを総合的・体系的にまとめた計画です。また、基本計画の計画期間は、基本構想の計画期間である10年を前期と後期の5年ごとに区分し、後期基本計画は、平成29年度を初年度として平成33年度までの5年を計画期間とします。



第2節 計画策定の視点

後期基本計画は、基本構想の将来都市像である「人とまちが輝く 快適都市 よしかわ」を実現するために「市民の幸福感の向上」、「吉川市の価値を高める」、「共にまちを想い、共にまちを創る（共想・共創）」という3つのまちづくりの基本理念を踏まえるとともに、次の視点を持って計画づくりに取り組みました。

1 市民参加による計画づくり

吉川市市民参画条例に基づき、市民意識調査や市民ワークショップ、地域ヒアリング、審議会、パブリック・コメント等の様々な市民参画の機会を確保し、多くの市民が参加した計画づくりを行いました。

2 行政評価を活用した計画づくり

施策ごとに施策指標・目標指標を設定し、行政評価制度を活用して計画全体及び各施策の進捗状況を把握できる計画づくりを行いました。

3 わかりやすい計画づくり

多くの市民に手にとって読んでいただけるような「わかりやすい計画」をめざし、市民で取り組むことなどを明記するとともに、前期基本計画と同様に達成状況を測るための施策指標・目標指標を設定し、わかりやすい計画づくりを行いました。

4 他の計画等との整合性の保持

国・県等との計画をはじめ、本市が平成27年度に策定した「吉川市まち・ひと・しごと創生総合戦略」やその他の個別計画等との整合性に配慮した計画づくりを行いました。

第3章 総合振興計画と総合戦略の関係

全国における急速な少子高齢化の進展に的確に対応し、地方の人口の減少に歯止めをかけるとともに東京圏への人口の過度の集中を是正し、それぞれの地域で住みよい環境を確保して、将来に渡って活力ある社会を維持していくことを目的として、国は、「まち・ひと・しごと創生法」を制定（公布日：平成26年11月28日）しました。

まち・ひと・しごと創生については、国と地方自治体が一体となって、中長期的視点に立って取り組む必要があることから、本市では、国及び埼玉県の長期ビジョンや総合戦略を勘案しながら、人口の現状と将来を展望する「吉川市人口ビジョン」と、そこから見出される基本的な課題等に対して、平成27年度から平成31年度までの5年間で推進すべき取り組みの方向性と目標を提示する「吉川市まち・ひと・しごと創生総合戦略」を平成28年3月に策定しました。

第5次吉川市総合振興計画は、市の最上位計画として、「吉川市まち・ひと・しごと創生総合戦略」で示されている子育て支援、産業振興等の諸部門にわたる施策を包含し、総合的に推進していく計画とします。

第4章 基本構想

第1節 基本構想の役割

この基本構想は、市民をはじめとして本市にかかわる人々や団体などに、めざすまちの姿、およびこれを実現するための基本目標と取り組みの基本方向を明らかにし、それぞれの役割と責任を担いつつ協働して進めるまちづくりの指針となるものです。

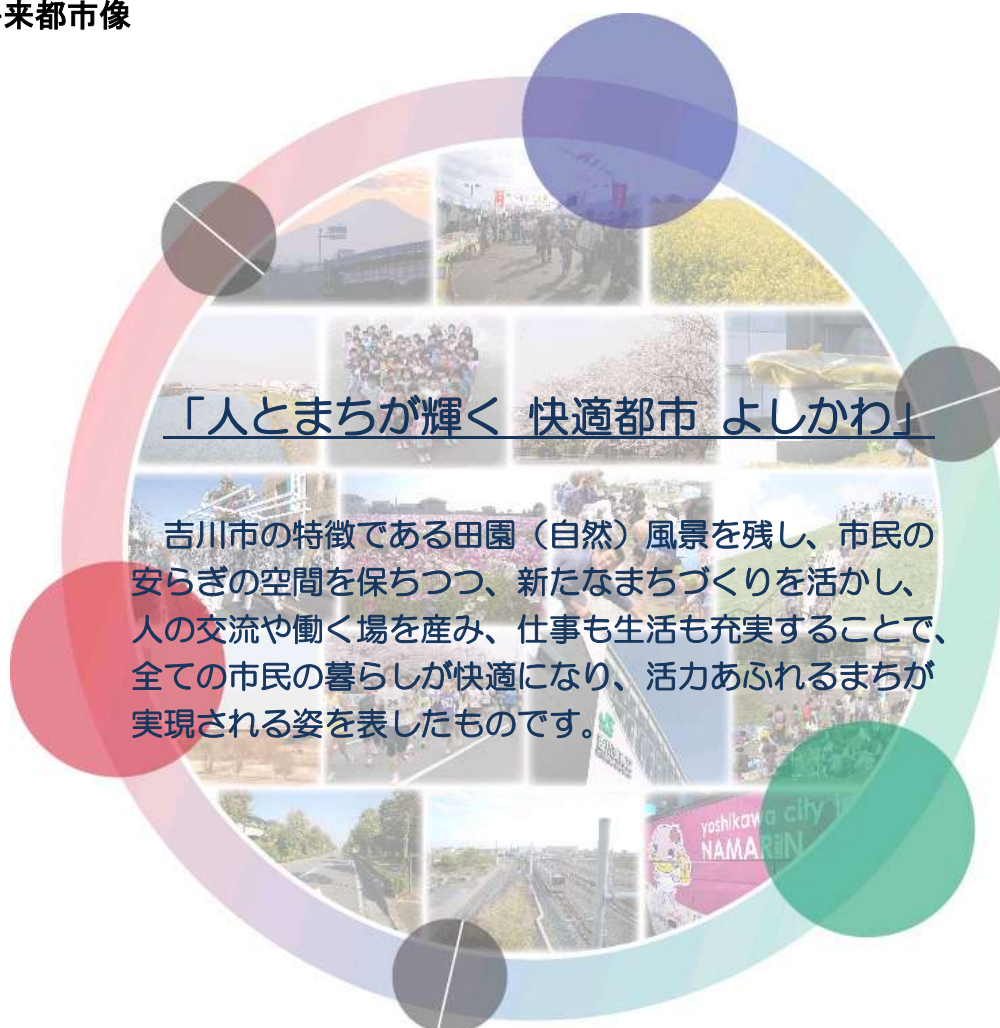
また、基本構想は、市の各分野における行政計画や基本方針を統括する計画として、今後の市政運営を総合的、計画的に進めていく上での行政計画でもあります。

第2節 目標年次

基本構想の目標年次は、平成33年度（2021年度）とします。

第3節 めざす将来像と基本理念

1 将来都市像



2 まちづくりの基本理念

(1) 市民の幸福感の向上

まちづくりの最終目標は、市民一人ひとりの福祉（幸福感）の向上にあります。このため、吉川市では、市民の幸福感が満たされるまちづくりを進めます。

(2) 吉川市の価値を高める

みどり豊かな自然環境、住みやすい住環境、人と人の結びつき、歴史など、吉川市には、先人達が築き、また守ってきた特色があります。

このため、吉川市では、今ある特色を一層活用し、吉川市の価値を高めるまちづくりを進めます。

(3) 共にまちを想い、共にまちを創る（共想・共創）

価値観が多様化する中、吉川市にかかわる全ての人々が、将来に向けたまちづくりの理念を共に想い描き、めざすべき姿に向かって、それぞれの立場と能力を活かして共にまちづくりを進めます。

3 まちづくりの目標

(1) ふれあい・交流・協働のまちづくり（市民交流部門）

市民が地域社会の一員として、人と人のつながりを持ち、地域の様々なコミュニティ活動の中で生活し、互いに信頼し、尊重し合い、助け合いながら暮らすことのできる、人権尊重のまちづくりをめざします。

様々な地域との交流活動を通じて、互いの生活や文化に心からふれあい、理解を深めることで、様々な市民が共に暮らせる社会の形成を図ります。

活発な市民活動の中で、市民と行政が相互の信頼と連帯に基づいた協働のまちづくりをめざします。

(2) 元気・健やか・幸せのまちづくり（健康福祉部門）

市民の主体的な参加と連帯に支えられた地域社会において、乳幼児から高齢者、障がい者がともに元気で安心して暮らせる福祉のまちづくりをめざします。

全ての市民がいきいきと幸せに満ちた生活を送ることができるよう、社会参加を広げるとともに、生涯を通じた健康づくりのため、保健・医療の充実とスポーツのまちづくりをめざします。

安心して子どもを生き育てられるよう、市民生活の安定と経済的自立の支援を進めます。

(3) うるおい・安心・快適なまちづくり（生活環境部門）

市民が快適な生活空間に暮らすことができるように、公園・緑地の整備や居住環境の向上、美しく親しめる水環境の実現に努め、やすらぎとうるおいのある快適なまちづくりをめざします。

市民生活の安心のため、総合的な治水対策や地域の防災力の向上を図るとともに、消防・救急体制の充実や犯罪、事故に遭うことのない安全なまちづくりをめざします。

水と緑、自然環境を守り環境と共生するため、環境負荷の軽減に努め、地球にやさしいまちづくりをめざします。

市民生活に欠かすことのできない上水道の安定供給を図ります。

(4) 躍動・活力・賑わいのまちづくり（地域振興部門）

人と自然が共生する環境に配慮したまちづくりを実現するため、総合的、計画的な土地利用を推進し、調和のとれた都市環境を創出します。

特色ある市街地の整備により、吉川らしさのある街並みを創出するとともに、観光資源の開発を進め、賑わいのあるまちづくりをめざします。

地域の特性を活かした都市型農業の確立や活力ある地域産業の発展をめざして工業の振興を図るとともに、地域に根ざした商業の育成、支援により、商業の振興を図り、職住近接をめざした地域産業の成長と雇用、就業機会を拡大します。

道路・公共交通網は、各拠点や周辺都市とのネットワーク化を進め、都市間、都市内の往来に利便性の高いまちづくりをめざします。

(5) 生きがい・学び・伸びゆくまちづくり（教育文化部門）

市民一人ひとりが希望に向かって生きがいのある人生を送ることができ、生涯にわたって学習機会が得られるよう、生涯学習による人づくり・まちづくりを推進します。

生涯学習の基礎となる学校教育での確かな学力の育成や、地域社会におけるさまざまな活動を通じて教育力の向上を図り、青少年の豊かな人間性と自ら生きる力を育みます。

市民の自主的な文化活動を積極的に支援し、多彩で個性的な市民文化の創造・郷土文化の継承を図り、活気あふれるまちづくりをめざします。

〔まちづくりの推進のために〕

戦略的な行政経営と改革・改善に取り組みます。

効率的な行政運営を行える組織体制を整えるとともに人材を育成します。

市民サービスの安定のため健全な財政運営を行います。

安全かつ有益な社会資本の整備と公有財産の適正管理を行います。

開かれた行政、信頼される行政運営を進めます。

分権時代に応じた体制整備を進めます。

4 計画の基本フレーム

(1) 将来人口

全国的な人口減少に転じた現在、緩やかな人口増加を続けてきた本市も、長期的には人口減少の時期を迎えることが予想されます。

しかし、第5次総合振興計画の目標年次とする平成33年までの間においては、本市の立地条件からも進行中の土地区画整理事業地内への人口定着が見込まれることから、人口は引き続き増加する予測のもと、平成33年（2021年）の将来人口を75,000人と設定します。

(2) 将来都市構造と土地利用構想

① 将来都市構造

都市構造の空間要素である、面、点（拠点）、線（軸）という3つの視点でとらえ、本市のめざすべき将来方向を示します。

1) 面の構成

面は、既存の市街地部を中心に将来的に拡大する市街地ゾーンと、その後背地である農地とレクリエーションの場を含めた田園・レクリエーションゾーンによって構成されます。

● 市街地ゾーン

既存市街地の整備と新たな市街地の開発により、快適な生活を支える、良好な都市環境の形成を図るべきゾーンとします。

● 田園・レクリエーションゾーン

農地と集落地を中心とし、現在の営農環境や生活環境を保全しつつ、市民に憩いとやすらぎを与える空間形成を図るべきゾーンとします。

2) 拠点の構成

都市全体に対しバランス良く都市サービスを提供するため、以下に示す拠点形成を図り、多様な都市機能の充実をめざします。

● 商業拠点

吉川、吉川美南の両駅を中心とする地域、旧来から商店の立地する平沼周辺地域を商業拠点とします。

● 複合新拠点

吉川美南駅を中心とした武蔵野操車場跡地と吉川美南駅周辺地域を、各種都市機能を備えた複合新拠点とします。

● 産業拠点

東埼玉テクノポリスとその周辺地域を、流通や生産機能を中心とした産業拠点とします。

● コミュニティ交流拠点

市民が開かれた新市役所と市民参加における情報発信源としての市民交流センターおあしす周辺を、コミュニティ交流拠点とします。

● レクリエーション拠点

自然とふれあうことのできる豊かな市民生活を送る余暇空間として、県営吉川公園を中心とする江戸川周辺地域を広域的なレクリエーション拠点に、総合体育館と市民プール付近を市民スポーツのレクリエーション拠点とします。

● 防災拠点

江戸川沿いの八子新田、鍋小路地区に整備される吉川市河川防災ステーションを防災拠点とします。

3) 軸の構成

広域的な都市間の移動を支える都市間軸と、市内拠点への移動の連絡機能をもつ都市内軸の形成により、交通利便性の向上をめざします。

● 都市間軸

広域幹線道路である東埼玉道路と、本市を東西南北に縦・横断し、隣接市町へも連絡する主要幹線道路網により、都市間軸の形成を図ります。

● 都市内軸

都市内における円滑な交通を支えるため、上記の都市間軸と連携しつつ、市内各拠点を結びつける幹線道路網により、都市内軸の形成を図ります。

② 土地利用構想

土地利用構想については、今後の本市の発展に合わせ、新しいニーズに対応した市街地の形成をはじめ、活気にあふれた産業振興や人と自然の共生、集団的な優良農地の保全などを目標に、以下の土地利用地域を設定し、それぞれの利用の方針を定めます。

1) 住宅系地域

既存の住宅系市街地における都市基盤施設の整備充実による住環境の改善を図るとともに、計画的な開発を実施した地区については住環境の維持増進を図ります。

また、人口増加に対応した宅地供給を進めつつ、地区状況に応じた適正かつきめ細かな土地利用を誘導し、地域に根差した個店や商業施設などとの調和を図り、良好な住環境を有する市街地形成に努めます。

2) 工業系地域

既存の工業系市街地における生産・就業環境の維持・改善を図るとともに、新たな工業地では周辺環境に配慮した工場立地を推進し、さらなる産業の振興と地域経済に貢献する就業の場の確保をめざします。

3) 複合系地域

吉川美南駅の設置と市街地拡大にともない、市民生活を支える各種都市機能の集積や住宅地整備により、多機能型の新たな市街地形成を図ります。

4) 農地及び集落地域

農地及び集落地について、現況の土地利用を基本的に継承しつつ、営農環境や生活環境の維持保全を図ります。

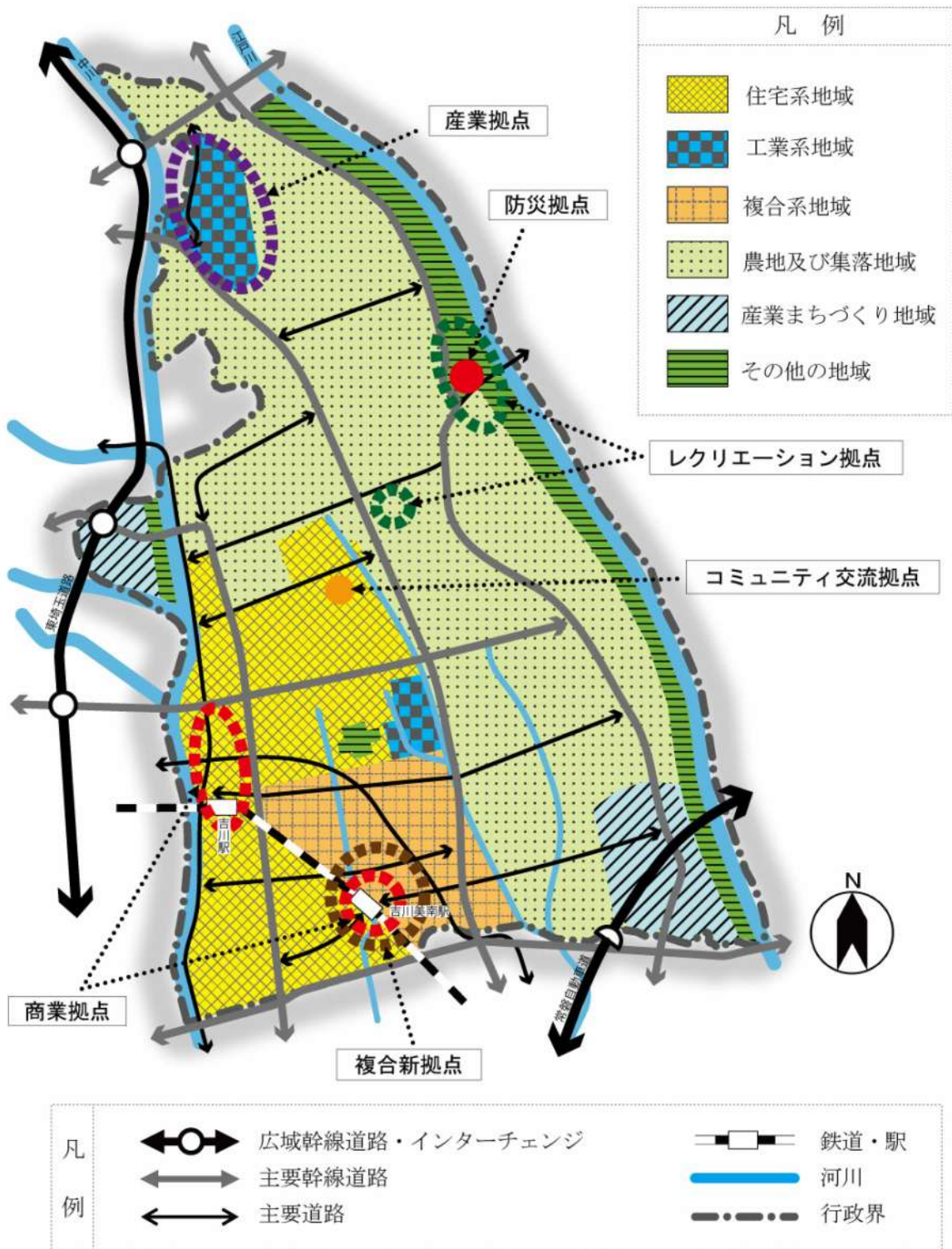
5) 産業まちづくり地域

既存の集落地環境の維持向上とともに、新たな道路の整備による交通利便性の高まりを見据えて、周辺環境との調和を図りながら、工場や流通業務施設などの立地を誘導します。

6) その他の地域

将来都市構造に位置付けられた「レクリエーション拠点」および「防災拠点」の形成に対応し、公園や緑地における機能の充実を図るとともに、市街地内の環境保全に資する空間確保を図ります。

将来都市構造図・土地利用構想図



第2編 社会動向

第1章 吉川市を取り巻く現状

第1節 吉川市の現状

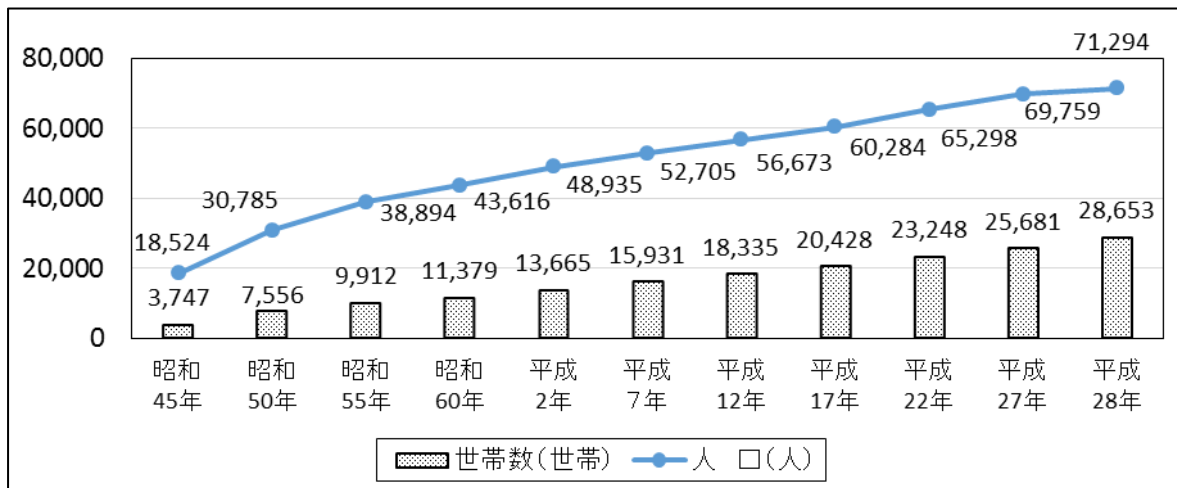
1 人口

(1) 人口の推移

国勢調査による本市の人口・世帯数は、JR 武蔵野線の開通や吉川団地の整備等により、昭和45年から昭和50年にかけて大幅に増加し、その後も増加傾向が続いています。

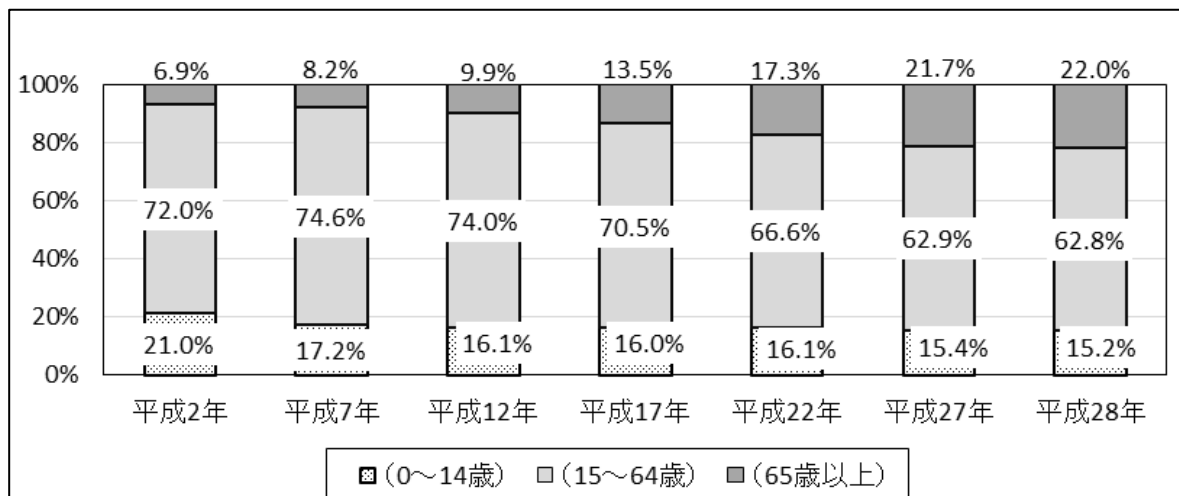
また、年齢別人口割合は、年少人口は減少傾向にあり、老年人口は増加傾向を示しています。

【図：人口・世帯数の推移】



資料：昭和45～平成27年は国勢調査、平成28年は10月1日現在の住民基本台帳人口

【図：年齢別人口割合の推移】



注) 年齢不詳除く

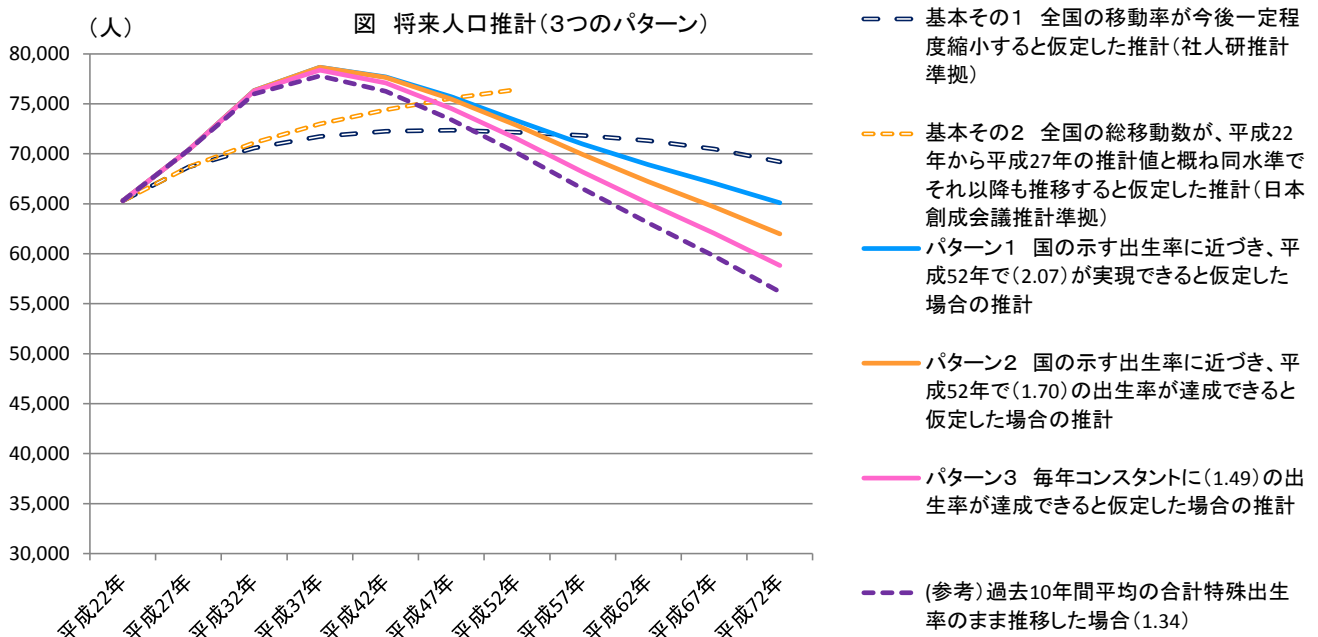
資料：平成2～平成27年は国勢調査、平成28年は10月1日現在の住民基本台帳人口

(2) 将来人口推計

本市の将来人口は、平成 27 年度に実施した推計によると、出生率の設定によって将来人口は異なりますが、おおむね平成 37 年をピークに人口減少に転じる見込みとなっています。仮に平成 52 年の合計特殊出生率が 2.07 まで上昇した場合には、平成 72 年の将来人口は、約 65,000 人と推計され、過去 10 年間平均の合計特殊出生率のまま推移した場合は、約 56,000 人まで減少すると推計されます。

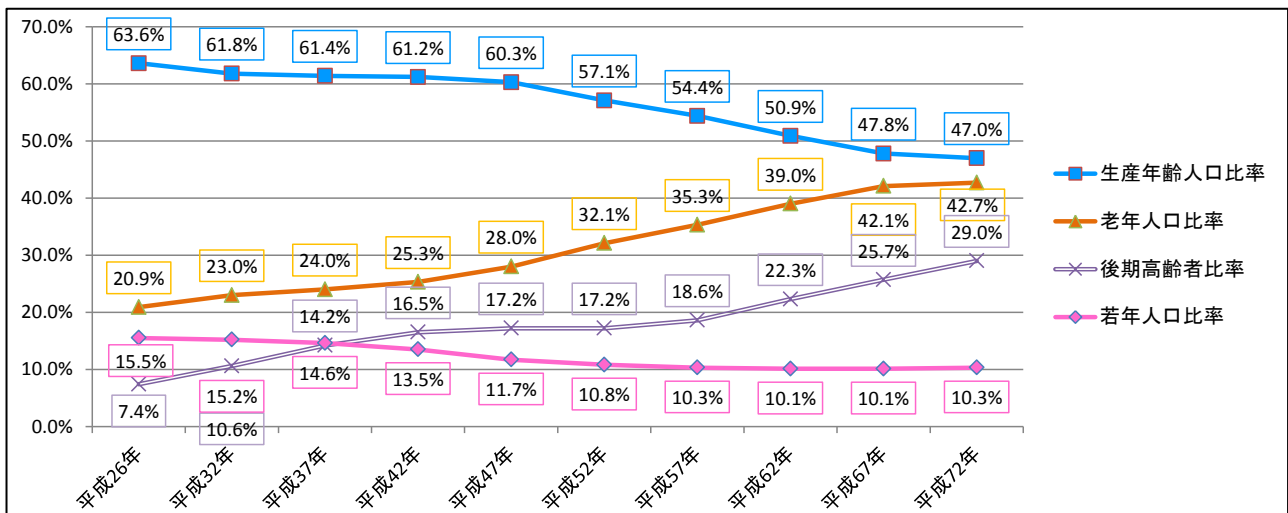
また、年齢別人口割合の推計は、推計を行った平成 72 年まで若年人口比率と生産年齢人口比率は減少し、老年人口比率は約 2 倍に増加すると推計されます。

【図：吉川市の将来人口推計】



資料：吉川市まち・ひと・しごと創生総合戦略

【図：年齢3区分人口の割合(基本集計)】



※基本集計とは、過去 10 年間平均の合計特出生率 1.34 が今後も続くとして仮定した集計

資料：吉川市まち・ひと・しごと創生総合戦略

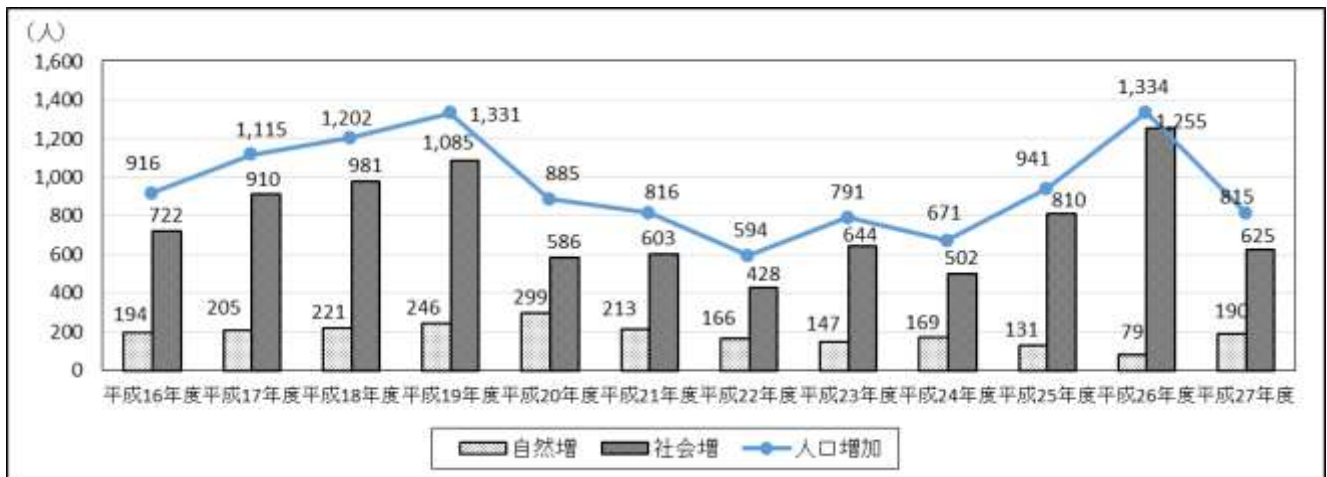
(3) 人口動態

本市の人口動態における自然動態は、いずれも出生者が死亡者を上回る「自然増」となっています。なお、死亡数が増加傾向にあることから、横ばいになっている出生数を超えて、近い将来に「自然減」に転じることが予想されます。

また、本市の社会動態は、年度により差がありますが、いずれも転入者数が転出者を上回る「社会増」となっており、区画整理事業の進捗とあわせて人口が増えています。

【表・図：自然動態・社会動態の推移】

項目 年度	人口増加	自然動態			社会動態		
		自然増	出生	死亡	社会増	転入	転出
平成16年度	916	194	552	358	722	3,210	2,488
平成17年度	1,115	205	552	347	910	3,345	2,435
平成18年度	1,202	221	610	389	981	3,484	2,503
平成19年度	1,331	246	653	407	1,085	3,560	2,475
平成20年度	885	299	704	405	586	3,014	2,428
平成21年度	816	213	608	395	603	3,058	2,455
平成22年度	594	166	612	446	428	2,937	2,509
平成23年度	791	147	560	413	644	3,175	2,531
平成24年度	671	169	597	428	502	3,108	2,606
平成25年度	941	131	628	497	810	3,318	2,508
平成26年度	1,334	79	611	532	1,255	3,882	2,627
平成27年度	815	190	648	458	625	3,233	2,608



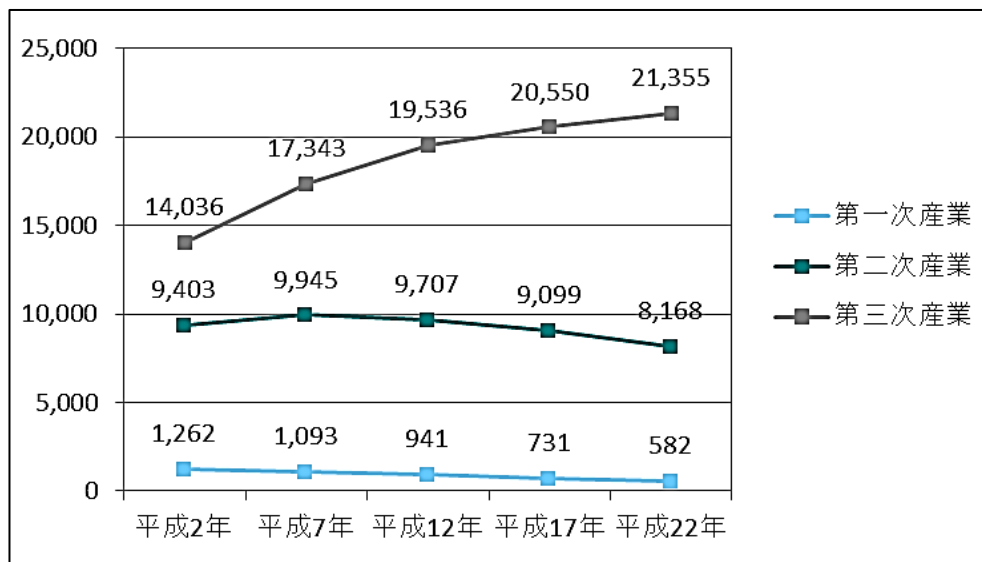
注) 帰化、転出取消、住所設定等による増加人口、国籍離脱、職権消除等による減少人口は除く。
資料: 市民課 (各年度 3 月 31 日現在)

2 経済

(1) 産業別就業人口の推移

国勢調査による本市の産業別就業人口は、第一次産業、第二次産業が減少し、第三次産業が増加しています。

【図：産業別就業人口の推移】



資料：国勢調査

(2) 農業

本市の農業は、江戸時代の新田開発により、早稲米の産地として発展して以降、長い間、本市の基幹産業として歴史を支えてきました。

しかし、都市化の進展や産業構造の変化や農産物の輸入自由化にともなう価格の低迷、農業従事者の高齢化や後継者不足の問題など、農業を取り巻く厳しい環境から農業従事者や耕地面積規模は、減少傾向にあります。

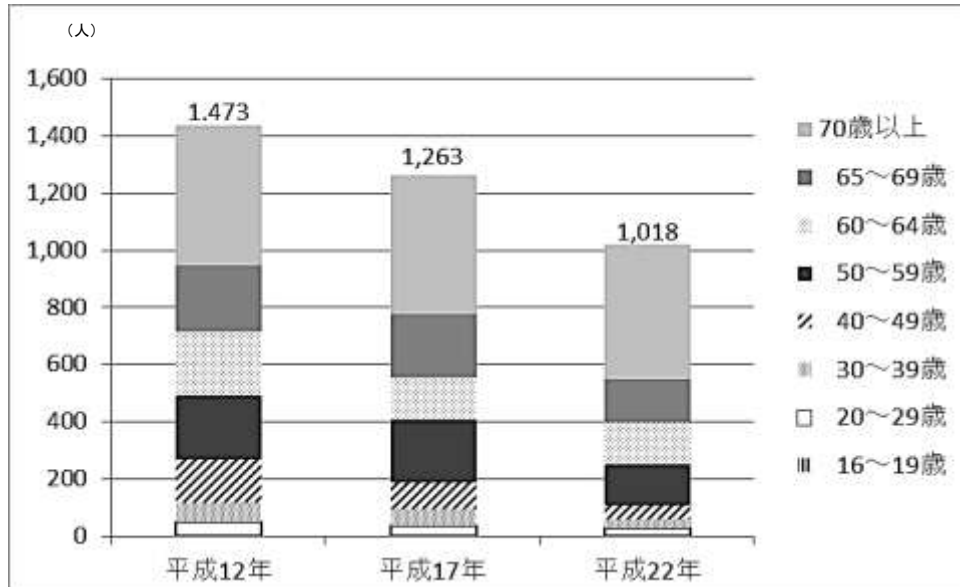
【表：農家数の推移】

単位：件

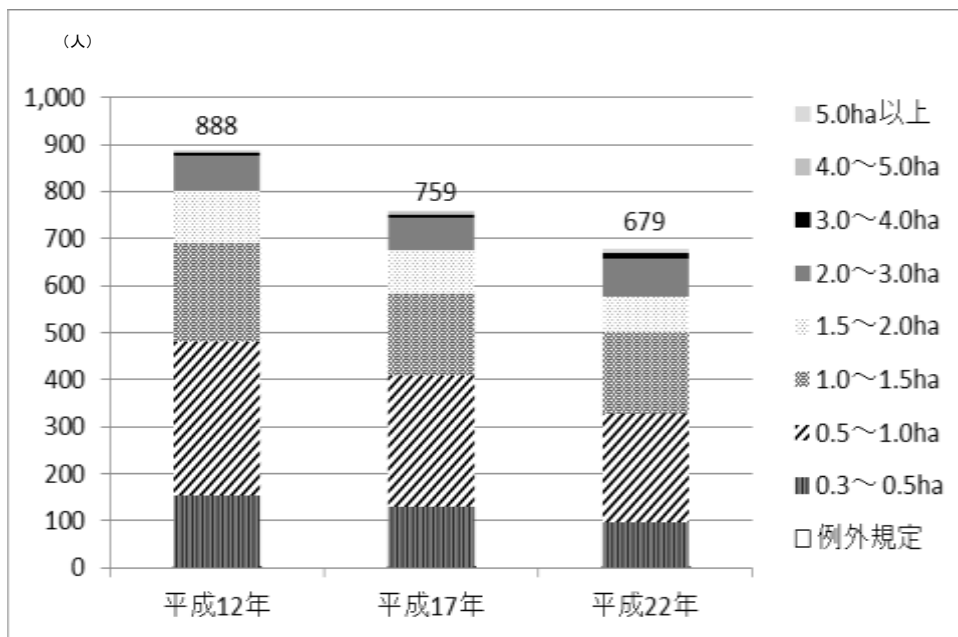
年次	総農家数	販売農家					自給的農家
		総数	専業農家	兼業農家			
					第1種	第2種	
平成12年	1,134	888	82	806	115	691	246
平成17年	971	759	117	642	148	494	212
平成22年	902	679	125	554	97	457	223

資料：農林業センサス(各年2月1日現在)

【図：年齢別農業就業人口の推移】



【図：経営耕地面積規模別農家数の推移】



資料：農林業センサス(各年2月1日現在)

(3) 工業

本市の工業は、市内に所在する企業の多くが従業者数 29 人以下の中小企業となっており、事業所数としては減少傾向にあります。従業者数については、平成 19 年をピークに減少しています。

【表：工業の推移】

年次	事業所数			従業者数 (人)	製造品出荷額等 (万円)
	総数	30人以上	29人以下		
平成15年	259	32	227	4,450	9,350,827
平成16年	233	31	202	4,463	9,453,614
平成17年	238	31	207	4,502	9,107,460
平成18年	243	32	211	4,797	10,318,427
平成19年	238	35	203	4,995	10,757,125
平成20年	227	29	198	4,737	8,936,788
平成21年	199	28	171	4,093	7,600,594
平成22年	187	30	157	4,156	7,545,719
平成23年	* 未実施				
平成24年	184	26	158	3,824	7,186,917

* 従業者3人以下の事業所は含まない

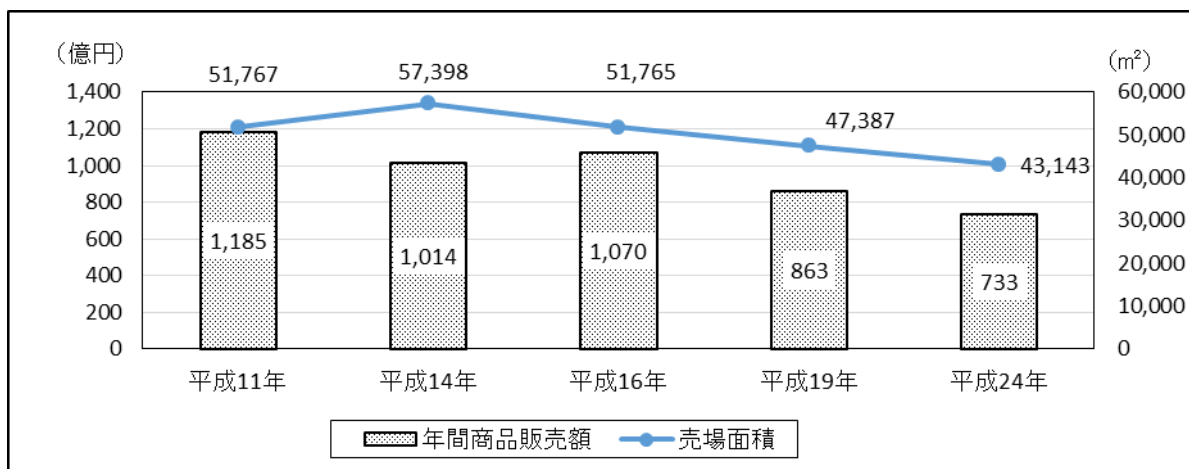
資料：工業統計調査(各年12月31日現在)

(4) 商業

本市の商業は、商店数の減少に伴い、従業者数や年間商品販売額。売り場面積ともに減少傾向にあります。

【表：商業の推移】

年次	区分 合計	商店数		従業者数 (人)	年間商品販売額 (万円)	売場面積 (㎡)
		卸売業	小売業			
平成11年	523	101	422	3,903	11,851,474	51,767
平成14年	498	108	390	4,020	10,138,225	57,398
平成16年	413	96	317	3,754	10,696,130	51,765
平成19年	403	82	321	3,387	8,634,787	47,387
平成24年	295	76	219	2,841	7,333,800	43,143



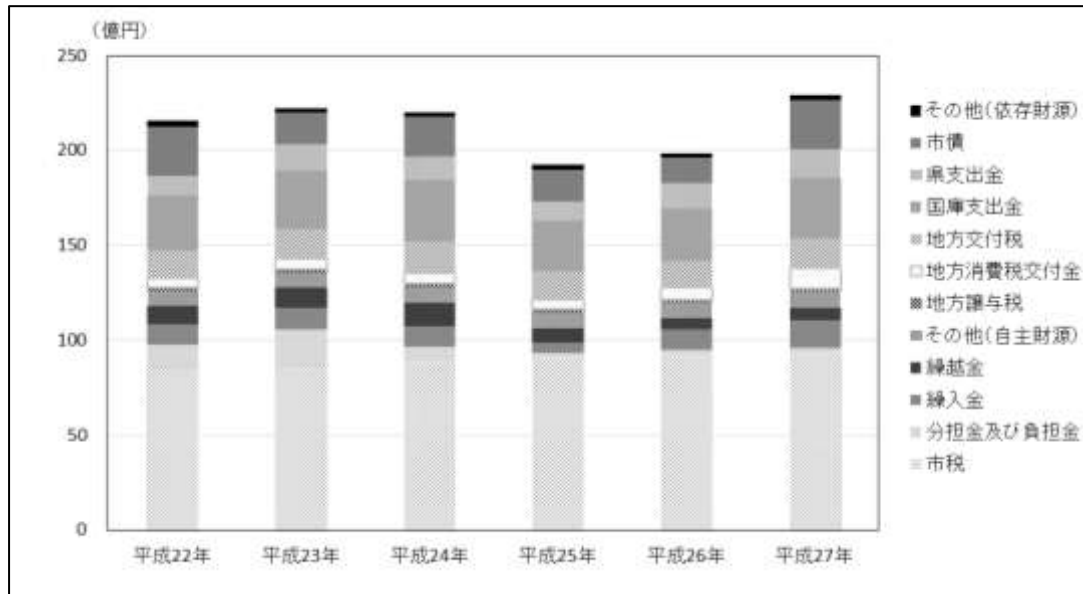
資料：商業統計調査(平成 11、16 年は 7 月 1 日現在、平成 14、19 年は 6 月 1 日現在)、平成 24 年は経済センサス-活動調査結果(平成 24 年 2 月 1 日現在)

3 財政

(1) 歳入

市の歳入は、住民税や固定資産税等の市税が約4割を占め、人口の増加や区画整理事業の進捗により増加傾向にあります。さらに、国県支出金が約2割を占めており、扶助費の増加等に伴い増加傾向となっています。

【図：歳入決算額の推移】



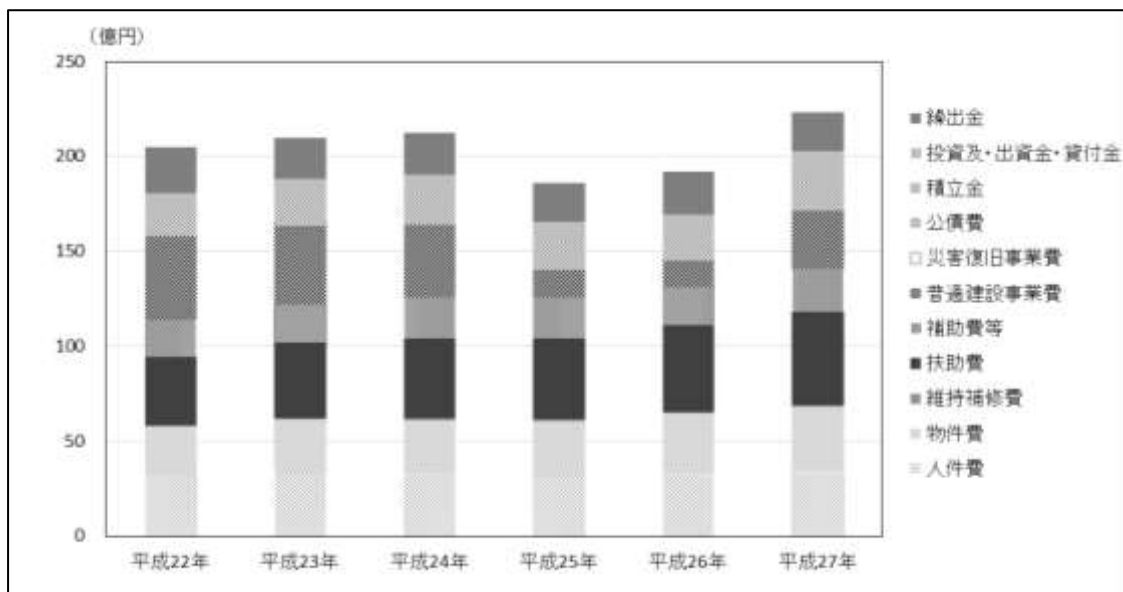
(2) 歳出

歳出は、児童手当や生活保護費等の「扶助費」が多くを占めており、高齢化に伴い年々増加傾向にあります。

また、人件費や扶助費、公債費からなる義務的経費の割合が年々増加傾向にあります。

なお、歳出総額は近年では約 200 億円程度で推移しており、建設事業等の歳出事業内容により増減が生じています。

【図：歳出決算額の推移】



(3) 財政の健全化

市の財政の健全度合いを示す指標である「健全化判断比率」は、国の基準を下回っており、財政状況は健全な状態といえますが、大規模な建設事業を予定していることから、今後もより安定的で健全な財政運営が行えるよう動向を注視する必要があります。

【財政健全化判断比率】

単位：%

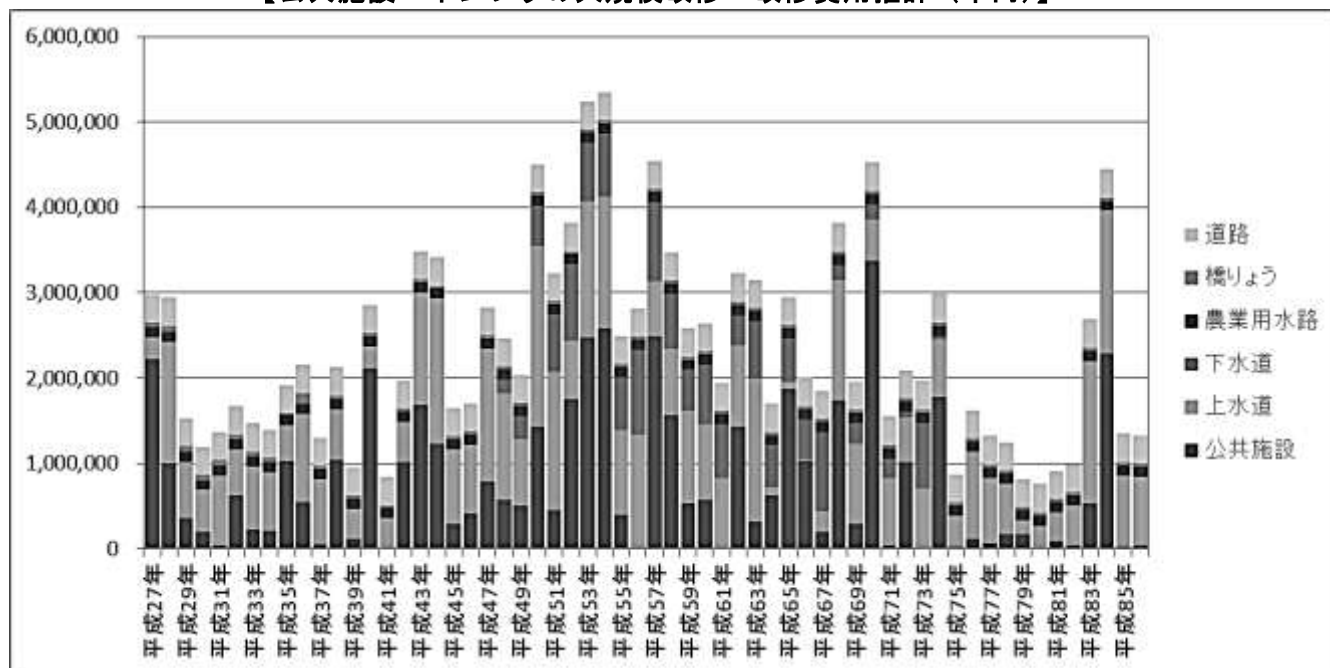
	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	早期健全化基準	財政再生基準
実質赤字比率	—	—	—	—	—	—	13.04	20.0
連結実質赤字比率	—	—	—	—	—	—	18.04	30.0
実質公債費率	5.9	4.9	5.5	5.3	5.0	4.5	25.0	35.0
将来負担比率	44.2	44.0	47.2	57.9	44.7	31.9	350.0	—

注) 早期健全化基準は平成27年度の数値

4 公共施設マネジメント

人口増加に対応して整備してきた公共施設・インフラは初期のものは既に老朽化しています。大規模改修・更新費用と現在進行中の新規事業に必要な費用を含め、将来人口推計を勘案して今後の財政状況を試算すると、平均して毎年1億円程度の不足が見込まれます。

【公共施設・インフラの大規模改修・改修費用推計（千円）】



※計画期間は平成56年まで、それ以降は参考値

資料：「吉川市公共施設等総合管理計画(平成27年3月)」

第2節 社会動向

1 高齢化・少子化の進行

わが国全体で高齢化・少子化が進行しており、65歳以上の高齢者人口は、平成27年時点で3384万人、総人口に占める割合は26.7%とともに過去最高となり、80歳以上人口が初めて1000万人を超えました。一方で子どもの人数は、1617万人、総人口に占める割合は26.7%と過去最低となりました。

合計特殊出生率は、昭和50年から2.0を下回り、平成17年に1.26まで落ち込みました。その後、微増・微減を繰り返し、平成27年には1.46となっています。

国立社会保障・人口問題研究所の将来推計によれば、平成52年(2040年)では、高齢化率が39.9%となることを見込まれます。一方、年少人口については、9.0%まで減少することが見込まれます。

こうした少子高齢化・人口減少により、高齢化による社会保障費の拡大や生産年齢人口の減少に伴う労働力の減少、子どもの人数の減少による大幅な人口減が生じることが予測されます。

2 環境調和型社会の実現

平成27年度の環境白書によれば、今後、国全体で人口減少が予想されており、エネルギー消費に伴う温室効果ガスの排出、廃棄物の排出など、環境負荷が減少することが予想されますが、ライフスタイルの変化や高齢化等によって、主に家庭における1人当たりの環境負荷は増す可能性があります。

また、電力に目を向けてみると、電化製品の普及や多様化等により、日常生活等にかかる電力消費が年々増加しています。さらに、高齢世帯を始めとする世帯の少人数化と世帯数の増加に伴い、家庭ごみ排出量の増加が懸念されます。

3 防災・防犯体制の強化・充実

平成23年に発生した東日本大震災は、近年の地震災害としては未曾有の被害を生じるとともに、国民全体の防災に関する意識を根幹から変えるほどのインパクトを与えました。

また、水害については、平成27年度に茨城県内の鬼怒川で、堤防の破堤が生じて大規模な浸水被害が発生したことで、水害に関する関心も高まっています。

防犯については、近年防犯意識の向上が見られることで、防犯メールの普及や、地域での防犯活動等、積極的に取組む動きがより強まっています。また、凶悪事件の発生件数は全体的には低下傾向にある反面、特殊詐欺等は引き続き多く発生しており、防犯に関する知識等の有無が犯罪被害を減らす鍵となっています。

4 市民参加のまちづくり

市民参加は、行政運営をすすめていくためには不可欠なものとなっており、多様な手法で市民参加が積極的に行われています。また、近年では参加希望者を対象に行う形態のほかに、一定の範囲で無作為抽出を行い、その中から参加していいと考える方を対象とした参加の形態も出てきており、初めて参加した方がこれを機に行政に興味を有して深く関わっていくようなケースも多くなっています。

5 貧困対策の推進

平成20年のリーマンショック以降、経済の状況が厳しくなってきたことを受けて、より貧困問題がクローズアップされるようになってきました。

特に、子どもの貧困問題は、貧困の再生産の現象がより明確になってきている傾向があり、階層の固定化につながりかねないことから、就学支援等をはじめとする各種貧困対策に積極的に取り組む傾向が強くなっています。

また、貧困対策として、教育の機会均等が重要なテーマとなるため、貧困家庭でも十分な教育を受けることが出来るような仕組みづくりが行われています。

6 情報通信技術の大幅な改善

近年、情報通信技術の革新は急速な勢いで進んでおり、現在ではパソコンだけでなく、スマートフォンや携帯電話、タブレット等を活用した情報通信技術の大幅な変化が進んでいます。

しかし、情報通信機器を使いこなすためには、若干の知識が必要であるため、情報通信機器を使える人とそうでない人との間に、深刻な情報格差が発生しているのも事実です。行政からの伝達・情報提供にあたっては、ホームページ等を活用した情報伝達が、コスト、スピード的にも非常に優位であるため、その他の情報伝達手段と比較すると便利な反面、情報がとりにくい方に配慮した情報伝達手段の確保が必要となっています。

7 地域創生による地域の活性化

国では、少子高齢化の進展に的確に対応し、人口の減少に歯止めをかけることを目的に、平成26年11月に「まち・ひと・しごと創生法」が施行され、同年12月には、「まち・ひと・しごと創生長期ビジョン」および「まち・ひと・しごと創生総合戦略」が閣議決定されました。

本市では平成27年度に「吉川市まち・ひと・しごと創生総合戦略」を策定しています。

8 厳しい財政状況

少子高齢化の進展に伴い、税収が頭打ちになるばかりでなく、社会保障費の増大による義務的経費（人件費、扶助費、公債費）が増大していることから、自治体の財政状況は近年非常に厳しさを増しています。今後も、特に社会保障費の増大が引き続きすすむものと予測されます。

第2章 これからのまちづくりに求められる視点

第1節 前期基本計画の評価

平成24年度から平成28年度を計画期間とする前期基本計画では、「人とまちが輝く 快適都市 よしかわ」を将来都市像とする基本構想の実現に向け、6つの部門ごとに施策の方針を定め施策をすすめてきました。

本市では、全48施策の進捗状況として2年に1回の施策評価を行っていますが、平成26年度末時点における施策評価では、「あまり順調でない」と評価された施策が5施策ありました。また、施策指標・目標数値の達成度については、全60指標中のうち、36指標は、「目標を超えた」または、「目標値と設定値の60%水準を超えた指標（目標の達成に向けて推移している）」となりました。

【施策の進捗状況評価】

	順調である	概ね順調である	あまり順調でない	順調でない	計
ふれあい・交流・協働のまちづくり(市民交流部門)	2	3	1	0	6
元気・健やか・幸せのまちづくり(健康福祉部門)	0	8	1	0	9
うるおい・安心・快適なまちづくり(生活環境部門)	1	10	0	0	11
躍動・活力・賑わいのまちづくり(地域振興部門)	2	6	1	0	9
生きがい・学び・伸びゆくまちづくり(教育文化部門)	0	6	0	0	6
まちづくりの推進のために	2	3	2	0	7
計	7	36	5	0	48

【施策指標・目標数値の達成度】

	目標を超えた指標	目標値と設定値の60%水準を超えた指標	実績が設定値を上回ったが、目標値の60%水準を超えていない指標	設定値を下回った指標	計
ふれあい・交流・協働のまちづくり(市民交流部門)	4	0	1	3	8
元気・健やか・幸せのまちづくり(健康福祉部門)	2	1	2	4	9
うるおい・安心・快適なまちづくり(生活環境部門)	9	3	3	3	18
躍動・活力・賑わいのまちづくり(地域振興部門)	5	2	1	1	9
生きがい・学び・伸びゆくまちづくり(教育文化部門)	2	1	2	1	6
まちづくりの推進のために	7	0	0	3	10
計	29	7	9	15	60

第2節 まちづくりに求められる視点

基本構想で示す将来都市像「人とまちが輝く 快適都市 よしかわ」を実現するために、後期基本計画におけるまちづくりに求められる視点を以下のとおりまとめました。

1 安全・安心なまちづくり

本市は低地のため、水害等の災害の危険性は決して低くない状況です。そのため、引き続き減災の考え方を取り入れながら、災害対策をすすめていくことが必要です。

また、防災対策については、市民がより防災意識の向上を図り、「自助」「共助」をより浸透していくことが必要です。

防犯面でも、市民の防犯に関する関心を高めることにより、自らの手で地域を守る一端を担うことが必要であるため、市民の防犯に関する意識の醸成をより図っていくことが重要です。

2 少子高齢化と人口減少への備え

本市は人口が増加していますが、地域ごとにみると、土地区画整理事業による都市基盤の整備・開発をしている地域では人口が増加しているものの、農村部等では、既に人口が減少している地域があることから、地域間で人口構造に差異が生じています。

本市においても近い将来に少子高齢化がすすみ、人口減少が予測されることから、子育て支援施策のさらなる充実など次世代を担う子どもの支援に取り組むとともに、高齢者がいきいきと暮らせる社会を実現するために地域における支え合いの充実を図るなど、今の内から少子高齢化と人口減少に備えることが重要です。

3 地域経済の活性化による魅力と賑わいの創出

本市の活気を維持するためには、人口の増加のみならず、市内事業者の生産性を高め、「稼ぐ力」のある産業を振興していくことで、地域経済の活性化を図り、賑わいを創出することが必要です。

また、市内事業者の優れた技術や製品・商品の情報を発信し、販路拡大や事業者間連携を支援していくことで、農業、商業、工業の各分野におけるさらなる魅力を創出し、それらを市内外に積極的に発信することで、まちの価値を高めることが重要です。

4 選ばれるまちへの取り組み

本市は、優良な住環境を理由に転入者から選ばれていることから、引き続き、良好な住環境を提供するとともに、既存の住環境を維持することで、地域の価値を出来るだけ持続・向上することが重要です。

また、本市が若い世代に「選ばれるまち」であり続けるために、子育て支援施策や豊かな人間性を培う学校教育のさらなる充実を図るなど、子育て世代が子どもを安心して生み育てられる良好な環境づくりを推進することが重要です。

5 市民参加の促進

本市では、人口7万人の自治体という規模を活かし、市民に市政の現状を伝え、市政に関心を持ってもらいながら、市民の多様なご意見を集約することを目的とした「市長キャラバン」のほか、市政や地域の課題等について、市民と市長が直接、意見交換をする「どこでも市長」を実施するなど、多様な手法で積極的に市民意見の集約に取り組んでいます。

今後も多くの市民が参加できる機会を提供するとともに、行政の制度等に関して、あらゆる形で情報提供をしていくことが必要です。

第3編 後期基本計画

後期基本計画の施策体系

本市の将来都市像「人とまちが輝く 快適都市 よしかわ」を実現するため、後期基本計画の施策体系を以下のとおり設定します。

まちづくりの目標	施策名	施策小項目
第1章 ふれあい・交流・ 協働のまちづくり (市民交流部門)	第1節 コミュニティ活動の推進	(1)自治会活動の支援 (2)コミュニティ活動の支援
	第2節 ^{ひと} 女と ^{ひと} 男が互いに認め合う社会づくり	(1)男女共同参画の意識づくり (2)男女共同参画の環境づくり (3)男女共同参画推進の体制づくり (4)男女がともに働きやすい環境づくり (5)配偶者等に対するあらゆる暴力のない社会づくり
	第3節 平和で思いやりのある地域社会づくり	(1)平和意識の高揚 (2)人権教育・同和教育の推進 (3)人権啓発活動の推進 (4)市民相談の充実
	第4節 国際性豊かなまちづくり	(1)多文化共生の推進 (2)国際交流の充実
	第5節 都市間交流における人づくり	(1)国内交流の充実
	第6節 市民参加のまちづくり	(1)市民参画の推進 (2)市民と行政による協働の推進 (3)市民活動の支援
第2章 元気・健やか・幸 せのまちづくり (健康福祉部門)	第1節 市民が参加する福祉のまちづくり	(1)地域福祉活動の支援 (2)福祉意識の醸成 (3)支援体制の構築
	第2節 未来を育む児童福祉の推進	(1)地域における子育ての支援 (2)子どもの健やかな成長の支援 (3)子育て環境の整備
	第3節 いきいき暮らせる高齢者福祉の推進	(1)高齢者の社会参加の促進 (2)高齢者の日常生活の支援 (3)介護予防の充実 (4)介護保険事業の充実
	第4節 みんなが支えあう障がい者(児)福祉の推進	(1)障がい者の地域生活の支援 (2)保健・医療との連携 (3)障がい者の社会参加の促進
	第5節 生涯を通じた健康づくりの推進	(1)食育の推進 (2)母子保健の充実 (3)生活習慣病予防の推進 (4)感染症予防の推進 (5)歯科口腔保健の推進
	第6節 スポーツによる健康・体づくり	(1)健康・体づくりの推進 (2)スポーツ、レクリエーション活動の支援 (3)スポーツ環境の整備
	第7節 地域医療体制の充実	(1)医療情報の発信 (2)救急医療体制の充実 (3)在宅医療の推進
	第8節 健康保険・年金による社会保障	(1)国民健康保険給付の適正化 (2)国民健康保険財政の健全運営 (3)国民年金の制度周知
	第9節 自立支援と生活保障	(1)生活保護制度の適正な運用 (2)生活困窮者自立支援事業の充実

まちづくりの目標	施策名	施策小項目
第3章 うるおい・安心・ 快適なまちづくり (生活環境部門)	第1節 調和のとれた住環境づくり	(1)良好な宅地開発の促進 (2)地区計画制度の活用 (3)魅力的な地域景観の形成 (4)公的住宅の供給促進
	第2節 みどり豊かなまちづくり	(1)公園の適正な維持管理 (2)身近な公園の整備と公共空間の確保 (3)緑化の推進とみどりの保全 (4)水辺空間の整備
	第3節 美しい水環境の創出	(1)汚水処理施設の整備 (2)合併処理浄化槽の普及 (3)汚水処理施設管理の充実 (4)浄化槽の管理 (5)農業集落排水の運営 (6)水環境保全の推進
	第4節 環境にやさしいまちづくり	(1)地球環境の保全 (2)地域環境の保全 (3)公害の未然防止対策 (4)自然環境の保全 (5)循環型社会の構築 (6)廃棄物の適正な処理
	第5節 災害に強いまちづくり	(1)危機管理体制の充実 (2)水防体制の充実 (3)防災施設の充実 (4)防災・減災に対する市民の意識の高揚 (5)旧耐震基準で建てられた建築物の耐震化の支援
	第6節 総合的な治水対策の推進	(1)河川の整備 (2)雨水処理施設の整備 (3)雨水処理施設管理の充実
	第7節 暮らしを支える上水道の充実	(1)水道施設の整備 (2)水の安定供給 (3)水質管理の充実
	第8節 安全で明るいまちづくり	(1)防犯体制の充実
	第9節 交通事故のないまちづくり	(1)道路交通環境の整備 (2)交通安全意識の高揚
	第10節 安心して暮らせる消防・救急体制の強化	(1)消防体制の充実 (2)火災予防対策の推進 (3)救急・救助体制の充実
	第11節 消費者保護の推進	(1)消費者保護の充実 (2)消費者団体の育成
第4章 躍動・活力・賑わ いのまちづくり (地域振興部門)	第1節 秩序ある土地利用の推進	(1)計画的な土地利用の推進
	第2節 新しい市街地の整備	(1)吉川中央地区の整備 (2)吉川美南駅周辺地域の整備
	第3節 快適な道路網の充実	(1)幹線道路の整備 (2)生活道路の整備 (3)道路の維持管理の充実
	第4節 充実した公共交通網の整備	(1)都市間交通の充実 (2)市内公共交通網の整備 (3)交通便利性の向上
	第5節 魅力ある農業の振興	(1)農業経営の活性化 (2)市民に理解される農業振興 (3)生産基盤の整備
	第6節 賑わいある商業の振興	(1)経営の安定化 (2)商業基盤の整備
	第7節 活力ある工業の振興	(1)経営の安定化 (2)工業団地の整備 (3)企業の立地推進
	第8節 労働環境の充実	(1)就労機会の拡大 (2)勤労者福利厚生の実施 (3)働くひとのための相談の利用促進
	第9節 観光の充実	(1)観光事業の充実 (2)観光資源の開発

まちづくりの目標	施策名	施策小項目
第5章 生きがい・学び・ 伸びゆくまちづ くり (教育文化部門)	第1節 生涯学習による人づくり・まちづくり	(1)生涯学習への支援 (2)市民参加による事業の推進 (3)学習内容の充実 (4)学習情報の提供 (5)学習施設の整備充実 (6)人材の育成・活用 (7)団体の育成・支援
	第2節 豊かな人間性を培う学校教育の充実	(1)確かな学力の向上 (2)教員の指導力の充実 (3)健やかな心と身体の成長 (4)学校施設と教育環境の整備 (5)進学機会の確保 (6)地域と歩む学校
	第3節 青少年健全育成の充実	(1)健全育成活動の充実 (2)教育相談活動の充実 (3)非行防止活動の充実 (4)いじめや不登校の早期対応・解消
	第4節 幼児教育の充実	(1)幼児教育の支援 (2)保育所・幼稚園・小学校の連携
	第5節 家庭・地域・学校の連携	(1)家庭教育学級の充実 (2)保護者への支援 (3)地域の教育力の活用
	第6節 多彩で個性ある文化の創造と伝承	(1)文化財の保護・保存 (2)歴史資料の収集・調査・保存・活用 (3)文化財愛護活動の推進 (4)芸術文化活動への支援 (5)施設の整備充実
第6章 まちづくりの推 進のために (行政運営)	第1節 広聴・広報の充実	(1)広聴の充実 (2)広報の充実
	第2節 情報公開の推進	(1)情報公開・個人情報保護の適正な運用 (2)積極的な情報の提供
	第3節 情報化の推進	(1)情報機器の適正な管理運用 (2)情報通信技術を活用した利便性の向上
	第4節 計画的・総合的な行政の推進	(1)行政評価によるマネジメントの推進 (2)品質マネジメントシステムの推進 (3)計画的な行財政改革の推進 (4)組織体制の整備 (5)人事管理の充実
	第5節 持続可能な財政運営	(1)計画的な財源配分 (2)計画的な市債の活用 (3)財源の確保 (4)財政状況の公開
	第6節 公有財産の適正管理	(1)公有財産の適正管理 (2)新庁舎の建設 (3)公共施設等のマネジメント確立
	第7節 地方分権の推進	(1)権限移譲の推進 (2)広域連携の充実
	第8節 シティプロモーションの推進	(1)魅力の発掘と充実 (2)新たな魅力の創出

第1章 ふれあい・交流・協働のまちづくり(市民交流部門)

第1節 コミュニティ活動の推進

1 施策の目的

- ・ すべての人と人とは結びつき、相互に理解し深く関わりあう地域社会の実現をめざします。

2 現状と課題

地域コミュニティ活動への参加率は自治会加入率の減少とともに進行しており、高齢化や共稼ぎ家庭のため参加が難しいことや、都市開発により地域コミュニティが形成途上であることが背景として考えられます。

また、自治会等地域活動への理解や必要性の認識が不足しているとともに、活動への参加意欲があっても参加できない環境にある市民が多いことが推察できます。

3 施策小項目

(1) 自治会活動の支援

- ①自治会や自治連合会と協働し、自治会加入促進を強化します。
- ②自治会活動に対する市民の理解促進のため、市民の意識啓発に努めます。
- ③自治会が行う様々な地域活動を支援します。
- ④活動拠点の整備等に係る支援と公共施設の有効活用を図ります。

(2) コミュニティ活動の支援

- ①住民同士や団体同士がふれあう機会をつくれます。
- ②ボランティア団体やNPO等の各団体間のネットワークづくりを支援します。
- ③コミュニティ活動の活性化のため、関連情報を積極的に提供します。

4 施策指標・目標指標

指標名	単位	現状値 (基準年度)	目標値 (H33年度)
地域コミュニティ活動への参加率	%	52.4 (H28)	60
市民活動サポートセンターの登録者(団体・個人)	団体個人	120 (H27)	150
自治会加入率	%	73.57 (H27)	80

市民・地域等の取組み

- ・ 自治会活動の支援・自治会活動への理解や加入の必要性の認識を高め、地域活動に参加します。
- ・ コミュニティ活動の支援・自治会、ボランティア団体、NPOなどの市民活動団体間の交流を図ります。
- ・ 自治会等は、自らの活動内容への地域住民の理解を深めるため、情報発信に努めます。

第2節 ^{ひと} ^{ひと} 女と男が互いに認め合う社会づくり

1 施策の目的

- ・ すべての男女が自分らしく生きることができる社会をめざします。
- ・ 男女がともに働きやすい社会をめざします。
- ・ 配偶者等に対するあらゆる暴力のない社会をめざします。

2 現状と課題

男女平等意識は、市民意識調査の設定時と比較すると大幅に高まりましたが、平等意識を感じないとする理由として多くは「職場や社会通念・慣習で男性が優遇されている」とする回答となっており、市における政策や方針の決定に関わる立場の女性割合は低迷しています。

また、配偶者暴力相談に関して、相談員の配置を増やすなど取り組んでいますが、引き続き相談体制の充実を図っていく必要があります。

3 施策小項目

(1) 男女共同参画の意識づくり

- ①「男女共同参画」意識の浸透を図るため、積極的に情報提供をすすめるとともに、さまざまな方を対象にした啓発事業を実施します。
- ②男女平等教育や性の多様性等に関する理解についての教育を推進します。
- ③国際的な視野に立ち、男女共同参画を推進します。

(2) 男女共同参画の環境づくり

- ①政策・方針決定への積極的な女性登用を図るため、新たな女性参画・登用者の発掘やシステム作りをすすめます。

(3) 男女共同参画推進の体制づくり

- ①市民と行政が協働で推進できる体制を整備します。
- ②関係機関との連携及び活動拠点であるおあしすを中心とした情報の発信を図り、男女共同参画の施策の推進に努めます。

(4) 男女がともに働きやすい環境づくり

- ①ワーク・ライフ・バランスを総合的に推進し、男女が子育てや家族の介護、その他の家庭生活における活動、及び就業やその他地域活動等の社会生活における活動に対等に参画できる環境づくりを支援します。
- ②市が先頭に立って男女がともに働きやすい職場づくりを行い、男女共同参画・女性活躍推進を発信していきます。

(5) 配偶者等に対するあらゆる暴力のない社会づくり

- ①配偶者等に対するあらゆる暴力を容認しない社会風土を醸成するための啓発を強力に推進します。
- ②市民の最も身近な相談場所である「吉川市配偶者暴力相談支援センター」の周知を図るとともに、相談・支援体制の充実に努めます。

4 施策指標・目標指標

指標名	単位	現状値 (基準年度)	目標値 (H33年度)
男女が平等であると感じる市民の割合	%	62.4 (H28)	70
市の審議会等委員の総数に対する女性委員の割合	%	26.6 (H27)	40
DV防止地域サポーターの人数	人	46 (H27)	100

市民・地域等の取組み

- ・ 性別に捉われることなく、男女が家庭や職場、地域社会の活動などに対等に参画します。
- ・ 配偶者等に対するあらゆる暴力を認めません。

第3節 平和で思いやりのある地域社会づくり

1 施策の目的

- ・ 戦争の悲惨さが理解され、争いのない平和な社会をめざします。
- ・ 優しさと思いやりにあふれ、お互いの人権を尊重し合えるまちをめざします。

2 現状と課題

人権教育・同和教育の推進及び人権啓発活動の推進について、同和問題をはじめとするあらゆる人権問題に対して正しい理解と認識を深め、差別を許さないという意識が広がってきました。社会全般ではインターネットへの悪質な書き込みやヘイトスピーチ等の新たな人権問題の発生や、高齢者・子どもなどへの虐待も今なお発生しており、今後も継続した取組みが必要になっています。

また、平和意識の高揚については、平和都市宣言に基づく様々な平和関連事業を通じて高まりつつありますが、様々な世代の参加に工夫が必要となっています。

さらに、市民が抱える様々な悩みや心配事、苦情等について、気軽に相談できるようになり、解決の糸口を見つけ出せるようになりましたが、市民相談の内容が多岐にわたるため、関連機関との連携を継続・拡大していくことが必要となっています。

3 施策小項目

(1) 平和意識の高揚

- ① 平和都市宣言に基づく平和関連事業を実施し、平和について考える機会を提供します。
- ② 講演会や体験講話会等により、戦争を知らない世代に伝承していきます。

(2) 人権教育・同和教育の推進

- ① 同和問題をはじめとする様々な人権問題について、市民の正しい理解と認識を深める研修会や講演会等の充実を図ります。
- ② 家庭、地域、学校、職場や余暇活動等のあらゆる場や機会において、人権教育・同和教育を受けられる環境づくりに努めます。

(3) 人権啓発活動の推進

- ① 人権啓発パネル展、人権作文や啓発資料の配布など、あらゆる方法を取り入れ様々な機会を通じた啓発活動を推進し、人権を尊重し合えるまちづくりに努めます。

(4) 市民相談の充実

- ① 市民の人権擁護、権利擁護のため、人権相談をはじめとする各種市民相談の充実に取り組みます。

4 施策指標・目標指標

指標名	単位	現状値 (基準年度)	目標値 (H33年度)
差別や人権侵害のない社会であると感じる人の割合	%	75.8 (H28)	80

市民・地域等の取組み

- ・ 平和や人権に関するイベントや研修会等に参加します。

第4節 国際性豊かなまちづくり

1 施策の目的

- ・ 外国人を含むすべての市民が暮らしやすい「多文化共生社会」をめざします。
- ・ 外国の地域と交流することで国際的な理解が深まることをめざします。

2 現状と課題

多文化共生社会に対する市民満足度は、約6割が「多文化共生社会となっていると感じる」となっていますが、市内在住外国人の満足度の把握が不足しています。

国際友好協会との共催によるイベントを通じて、市内在住外国人との市民交流が進んできています。

また、日本語や日本文化が理解できず、不自由な思いをしている市内在住外国人の支援が必要となっています。

子どもたちを対象とした姉妹都市への青少年親善訪問団派遣事業等を実施しておりますが、交流事業のさらなる充実を図る必要があります。

3 施策小項目

(1) 多文化共生の推進

- ①行政の国際化に努め、市内在住外国人への情報提供をするとともに、日本語・日本文化を習得できる機会の充実を図ります。
- ②「多文化共生」意識を広く浸透させるため、市民が気軽に外国の人や文化と触れ合える機会を提供します。
- ③将来的なインバウンドの増加等を見据え、外国人案内ボランティアを育成するなど、地域での外国人受け入れ体制づくりに努めます。

(2) 国際交流の充実

- ①友好姉妹都市米国オレゴン州レイクオスエゴ市を中心とした交流事業を推進します。
- ②吉川市国際友好協会など市民が主体となった国際交流活動の支援を行い、国際理解を深めるとともに、国際交流を担う市民の発掘に努めます。
- ③新たな国との国際交流の可能性を見据え、市内在住外国人と協働を図ります。

4 施策指標・目標指標

指標名	単位	現状値 (基準年度)	目標値 (H33年度)
多文化共生社会となっていると感じる市民の割合	%	59.7 (H28)	70

市民・地域等の取組み

- ・ 外国人も同じ地域の住民として互いに認め合い、共に地域を支え合う多文化共生意識を持ち行動します。

第5節 都市間交流における人づくり

1 施策の目的

- 異なる都市、地域の文化等に触れることで、郷土への愛着を高めるとともに、人と人との交流が深まることをめざします。

2 現状と課題

都市間交流への取組みとして交流事業を実施していますが、参加者数が前期基本計画の目標値に届かないことが課題となっています。その一方で、全体的には、市民まつりやなまずの里マラソン、小学生相互交流等を長年にわたり積み重ねたことで交流が深まりました。

引き続き、交流を深める支援を積極的に展開していく必要があります。

3 施策小項目

(1) 国内交流の充実

- ①本市と結びつきのある都市間におけるさまざまな交流事業を通じた人づくりを推進します。
- ②友好提携を結ぶ岩手県一関市室根町と多くの市民が交流を図れるよう、情報提供に努めます。
- ③交流活動団体の自立と運営強化を支援します。
- ④市民が主体となる様々な地域との交流を支援します。

4 施策指標・目標指標

指標名	単位	現状値 (基準年度)	目標値 (H33年度)
市や吉川・室根交流協会が実施する交流事業に参加した市民の数	人	171 (H25~H27の平均)	200

市民・地域等の取組み

- 国内交流事業への参加を通じて、他地域の文化に触れ、交流を深めます。

第6節 市民参加のまちづくり

1 施策の目的

- ・ 市民が自らの意思に基づいてまちづくりに参加できる環境と機会の充実をめざします。
- ・ 市民と行政がそれぞれの資源や知恵を持ち寄り、一緒にまちづくりをすすめていくことをめざします。
- ・ 市民活動が活性化することをめざします。

2 現状と課題

市民のまちづくりに対する市民参加への関心が高まっていることから、規定の市民参画手続の対象にとどまらず、現在、まちづくりへの意見等を様々な形で聴取しています。

今後は、基本構想におけるまちづくりの基本理念「共にまちを想い、共にまちを創る」のもと、市民参画をさらに一歩すすめ、市民の専門的知識や経験を市政に反映した市民目線の市政運営を実現していく必要があります。

3 施策小項目

(1) 市民参画の推進

- ①効果的な市民参画手続きや周知方法を研究し、実践します。
- ②職員の意識向上を図ります。
- ③市民に対する啓発や情報提供を充実し、市民意識の高揚を図ります。
- ④市民参画に関する情報提供の充実を図ります。
- ⑤市民からの提言を頂き、市政運営に反映します。

(2) 市民と行政による協働の推進

- ①協働指針を推進します。
- ②職員・市民に対する啓発を図り意識高揚を図ります。
- ③市民からの事業提案を受け入れるシステムを構築します。

(3) 市民活動の支援

- ①市民活動拠点や支援拠点として、市民活動サポートセンターの機能の充実を図ります。
- ②市民団体、行政、企業のネットワークを構築します。
- ③地域や団体のリーダーとなる新たな人材の発掘と育成を図ります。
- ④公共の利益となる市民活動団体を育成していきます。

4 施策指標・目標指標

指標名	単位	現状値 (基準年度)	目標値 (H33年度)
協働事業件数	件	32 (H27)	44

市民・地域等の取組み

- ・ まちづくりの主体として、自らの言動に責任を持ち、行政とともにまちづくりを進めます。

第2章 元気・健やか・幸せのまちづくり（健康福祉部門）

第1節 市民が参加する福祉のまちづくり

1 施策の目的

- ・ だれもが住み慣れた地域で安心した生活を送れることをめざします。

2 現状と課題

性別や世代に関係なく社会的孤立が問題になっています。少子高齢化・家族の縮小化・コミュニティの希薄化等の複合的な問題が絡みあい、市の制度だけで解決することが困難になってきている中、近所や地域での支え合いによる「地域の力」が不可欠です。

地域活動の担い手となる人づくりや、自治会・ボランティア・NPO など多様な主体の活性化を図りながら、だれもが住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができる福祉のまちづくりをめざして取り組んでいく必要があります。

3 施策小項目

(1) 地域福祉活動の支援

- ① 地域福祉の担い手や市民活動の核となる市民、自治会、社会福祉協議会、NPO、ボランティア組織等の地域福祉活動を支援します。

(2) 福祉意識の醸成

- ① 小・中学校の教育活動全般において他者への理解や思いやりを育む取組みをすすめます。
- ② 福祉講座等を通じて福祉意識の醸成や知識の向上を図り、地域福祉の担い手を増やし、地域で支え合う力を強めます。

(3) 支援体制の構築

- ① 要援護者が住み慣れた地域で安全に安心して暮らせるよう、地域での見守り体制を支援します。
- ② 認知症やうつ病等の疾病を予防し、早期治療に繋げるとともに、自殺防止を図るため、疾病等に対する理解と互いの気づきによる見守り体制を推進します。

4 施策指標・目標指標

指標名	単位	現状値 (基準年度)	目標値 (H33年度)
要援護者見守りネットワークの協定事業所数	事業所	57 (H27)	120

市民・地域等の取組み

- ・ 市民一人ひとりが地域での助け合いなどについて理解を深めるとともに、身近なところから自ら何ができるかを考え、主体的に地域福祉活動に参加します。

第2節 未来を育む児童福祉の推進

1 施策の目的

- 子どもたちが健やかに自分らしく成長できる地域社会を築きます。

2 現状と課題

児童福祉の推進については、これまで「吉川市次世代育成支援対策地域行動計画」に基づき、様々な事業を展開してきました。平成27年3月には、「吉川市子ども・子育て支援事業計画」を策定し、待機児童の解消や地域の子ども・子育て支援の充実に取り組んでいるところです。近年は、ライフスタイルの変化や働き方の多様化、美南地区における多くの子育て世帯の転入等により保育ニーズが増加しており、保育所等の施設整備の促進を図る必要があります。

また、核家族化や地域コミュニティの希薄化による子育ての孤立化、子育て不安や負担感の増、さらには児童虐待への発展も懸念されており、よりきめ細やかな子育て支援の充実が求められています。特に、妊娠期から各ライフステージにおいて、必要な子育て支援を切れ目なく行っていく必要があります。

一方、地域においては、つながりの再構築を図るため、地域のボランティアによる寺子屋事業等が展開されています。これらの活動を各地域に広げ、社会全体で子育てを応援する、また子どもを守り育てるという考え方を広げて、子どもや子育てを地域で支える気運を醸成していくことが重要です。

全国的に貧困率が高まっている中、子どもの将来がその生まれ育った環境によって左右されることがないように、また、貧困が世代を超えて連鎖することがないように、子どもの貧困対策への取り組みが求められています。

3 施策小項目

(1) 地域における子育ての支援

- ①子育て支援の担い手の育成を行うとともに、地域、企業、関係機関や子育て支援団体等との子育て支援の役割分担と相互の連携を図ります。
- ②児童館を拠点とした子どもたちの体験事業等を通し、児童健全育成のための事業を推進します。
- ③地域子育ての拠点となる子育て支援センターを整備し、市民団体と協働で事業を展開します。
- ④妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない相談支援のためのワンストップ拠点として、子育て世代包括支援センターの整備を図ります。
- ⑤ファミリー・サポート・センターや緊急サポートセンター等の事業を通じて、子育ての助け合い活動を推進します。
- ⑥学童保育室の整備、地域寺子屋事業等の活用により、放課後の児童に対する支援を充実させます。

(2) 子どもの健やかな成長の支援

- ①子ども医療費制度により、子育て世帯の経済的な負担軽減を図り、子どもの健やかな成長を支援します。
- ②児童手当など各種手当の支給やひとり親家庭等に対する支援など子育てに対する経済的な支援を行うとともに、ひとり親家庭の就業支援を行います。
- ③児童虐待防止に向け、要保護児童対策地域協議会の機能強化及び関係機関との連携強化を図ります。
- ④様々な児童福祉問題に対応するため、児童福祉司を配置し、児童に対する支援体制を強化するとともに、家庭児童相談員や母子・父子自立支援員による相談体制の充実を図ります。
- ⑤子どもの貧困対策に取り組めます。

(3) 子育て環境の整備

- ①保育所の待機児童解消に向けて、民間保育所の整備を促進します。
- ②多様な働き方に対応した子育て支援の展開をすすめます。
- ③多子世帯の幼稚園・保育所の保育料等の負担の軽減を図ります。

④子どもを犯罪等の被害から守るため地域や警察等との連携の強化を図ります。

4 施策指標・目標指標

指標名	単位	現状値 (基準年度)	目標値 (H33年度)
児童館の利用人数	人	30,149 (H27)	31,700
子育て支援センターの利用人数	人	26,696 (H27)	28,301
保育所の待機児童数	人	28 (H27)	0

市民・地域等の取組み

- ・ 地域の子どもや子育て家庭を見守り、支援します。

第3節 いきいき暮らせる高齢者福祉の推進

1 施策の目的

- ・ 高齢者が安心して住みなれた地域でいつまでも自立した生活ができることをめざします。

2 現状と課題

自立生活に不安のある一人暮らし、または高齢者のみの世帯が増加する中、介護予防の推進はもとより、介護や生活支援が必要となっても住みなれた地域で安心して生活できる環境づくりが求められています。

市の取組みとして、生きがいを持って、住みなれた地域で自立した生活を送れるよう社会参加の機会の確保や介護予防教室の身近な場所での開催等をすすめてきました。

今後、高齢化がさらにすすみ、要介護認定者や認知症高齢者が増えることが予想される中、介護予防・日常生活支援総合事業の充実や地域包括ケアシステムを構築し、充実させていくことが求められます。

3 施策小項目

(1) 高齢者の社会参加の促進

- ①生きがいを持って生活できるよう、地域の人たちとふれあえる「地域サロン」事業の拡充など、人との交流を図ります。
- ②社会参加を促進するため、文化・スポーツ活動や子どもたちとの世代間交流への支援等を行います。
- ③シルバー人材センターへの支援を行い、生きがいづくりや社会参加の機会の拡大を図ります。

(2) 高齢者の日常生活の支援

- ①生活に不安を抱える高齢者に対し、地域包括支援センターによる様々な支援をはじめ、地域の中での見守り活動を行います。
- ②自立した生活が送れるよう、家事援助等の生活支援サービスの充実を図ります。
- ③医療・介護・生活支援サービス等を切れ目なく提供する「地域包括ケアシステム」を構築し、充実を図ります。
- ④成年後見制度の活用など、権利擁護体制の整備充実を図ります。
- ⑤高齢者虐待防止法に基づき、迅速かつ適切な保護と支援に努めます。

(3) 介護予防の充実

- ①なまらん体操による地域型介護予防教室を促進するとともに、運動機能の向上や認知症予防など、多様な介護予防事業を推進します。
- ②全市民が認知症に対して正しく理解できるよう、「認知症サポーター」を養成するとともに、認知症対策を推進し、認知症の早期発見・支援と予防を図ります。
- ③高齢者自身が、介護保険施設や地域支援事業等の場でボランティア活動を行い、自身の介護予防へと繋げていく「介護支援ボランティア制度」を推進します。

(4) 介護保険事業の充実

- ①介護保険事業が円滑に運営され、要介護等認定を受けた方が必要なサービスを受けられるよう、基盤整備を図り、サービスの質の向上と量の確保に努めます。
- ②利用者が介護サービスを円滑に利用できるよう、情報を提供していきます。

4 施策指標・目標指標

指標名	単位	現状値 (基準年度)	目標値 (H33年度)
65歳以上人口に対する要介護等認定者の割合	%	12.2 (H27)	15.1

市民・地域等の取組み

- ・ 高齢者が自分自身の心身の健康管理に努め、いつまでも住み慣れた地域で自立した日常生活を送ります。

第4節 みんなが支えあう障がい者（児）福祉の推進

1 施策の目的

- 障がい者が地域の中で地域の人々と安心して暮らせる社会をめざします。

2 現状と課題

グループホームの整備促進、日中の居場所の整備など、これまで求められていたニーズに対する事業を展開してきましたが、まだ十分であるとは言えません。

また、障がい者の様々な相談に応じる「市障がい者相談支援センター」は、相談支援の要として大きな役割を果たしており、さらに充実をさせていく必要があります。また、介護を要する方の日中の活動の場である生活介護については、定員枠の確保が課題となっています。

今後は、引き続きグループホームの整備を促進するとともに、障がい者の就労支援、利用人数が増加してきている生活介護事業の支援強化にも一層力を入れて取り組んでいく必要があります。

3 施策小項目

(1) 障がい者の地域生活の支援

- 障がいについての様々な相談に適切に対応できるように、相談支援体制の充実を図ります。
- 障がい者が地域で安心して生活できるよう各種サービスの提供を推進するとともに、介護による家族負担が軽減できるよう、様々なニーズに対応できる在宅サービスの充実に努めます。
- 障がい者の地域での自立した生活を支援するため、グループホームの整備を促進していきます。
- 障害者差別解消法や障害者虐待防止法、権利擁護を推進します。

(2) 保健・医療との連携

- 障がい状態に応じて必要とする保健、医療及び福祉サービスが的確に利用できるよう、保健、医療等関係機関との連携を強化し、障がい者の健康や機能の維持・回復を図ります。
- 身近な場所で健康相談が受けられるよう、関係機関との連携を強化します。
- 発育や発達に障がい疑われる子どもの早期の療育訓練、保護者に対しての相談援助の充実を図ります。

(3) 障がい者の社会参加の促進

- 障がい者が地域でいきいきと生活できるよう、外出支援やスポーツ・レクリエーション、文化活動への参加を促進します。
- 障がい者が適性と能力に応じて企業に採用され安定した雇用となるよう、障がい者就労支援センターの機能の充実を図り、雇用についての啓発活動、就業の場の確保に努めます。
- 障がい者を支援する手話通訳者、ボランティア等の人材の育成に努めます。
- 障がい者団体やボランティアの活動を支援し、連携を図ります。
- 公共施設、道路、公共交通機関等のバリアフリー化を推進するとともに移動に係る日常生活の利便性の向上に努めます。

4 施策指標・目標指標

指標名	単位	現状値 (基準年度)	目標値 (H33年度)
一般企業等に就職を希望し、実際に就労できた人数の割合	%	56.3 (H27)	70
地域移行支援、地域定着支援を受けた人数の合計	人	9 (H27)	20

市民・地域等の取組み

- 障がいがある者もない者も互いに尊重し、共生する社会の実現をめざします。

第5節 生涯を通じた健康づくりの推進

1 施策の目的

- ・ 市民が生涯にわたり心身ともに健康でいきいきと生活することをめざします。

2 現状と課題

がん検診は、依然、受診率が低い状況にあることから、効果的な受診勧奨の実施により受診率の向上を図る必要があります。

また、生活習慣病予防のため、健康診査の受診率向上や効果的な保健指導の実施と合わせて、運動やバランスのとれた食生活の実践など市民自らの取組みを推進することが求められています。

歯や口腔内の健康は身体健康にも影響を及ぼすことから歯科口腔保健の推進も課題です。

母子保健については、正しい知識の普及を図るとともに、育児環境や子どもの状況に応じた様々な育児不安を解消するための支援が求められています。

3 施策小項目

(1) 食育の推進

- ①吉川市食育推進計画に基づき、子どもから高齢者まで生涯にわたる食育の推進を図ります。
- ②正しい食生活ができるよう吉川版食事バランスガイドの普及・啓発に努めます。

(2) 母子保健の充実

- ①適切な情報の提供による母子の健康管理について理解を促進します。
- ②母体の健康を守り、安心して出産を迎えるために、妊娠健康診査や保健指導の充実を図ります。
- ③乳幼児健診の充実を図り、子どもの健やかな成長を支援します。
- ④乳児家庭全戸訪問など相談支援の充実を図り、子育ての不安解消に努めます。

(3) 生活習慣病予防の推進

- ①健康に関する正しい情報を周知します。
- ②食生活等の乱れによる肥満や生活習慣病予防の重要性を啓発します。
- ③生活習慣病予防健診や特定健診、がん検診の受診率向上を図ります。
- ④健診結果に対する保健指導の充実を図ります。
- ⑤自治会や関係団体等と連携し、出前講座を活用した健康学習の機会を増やすとともに、地域レベルの健康増進を図ります。
- ⑥健康・体力づくりポイント制度を実施します。
- ⑦市民の自主的な運動への取組み促進に努めます。

(4) 感染症予防の推進

- ①定期予防接種の接種率の向上を図り、感染症予防に努めます。
- ②任意予防接種の情報提供に努めます。
- ③新型インフルエンザなど新たな感染症に対する対策に取り組めます。

(5) 歯科口腔保健の推進

- ①むし歯や歯周病を予防し、8024 を推進するために、歯科健診や歯科保健指導の充実を図ります。
- ②生涯にわたって歯と口腔内の健康が保たれるよう吉川市歯科口腔保健推進計画に基づき、ライフステージに応じた取組みを推進します。

4 施策指標・目標指標

指標名	単位	現状値 (基準年度)	目標値 (H33年度)
特定保健指導実施率	%	47.5 (H27)	60

市民・地域等の取組み

- ・ 心身ともに健康に生活できるよう、自らの健康管理に努めます。

第6節 スポーツによる健康・体づくり

1 施策の目的

- ・ 市民が、心身の健全な発達と健康保持ができるよう、だれもがいつでもどこでもスポーツに親しむことができる環境づくりをめざします。

2 現状と課題

多くの市民の健康保持のため、気軽にスポーツに親しめる機会を拡充し、スポーツ推進委員を中心とした事業やライフスタイルの多様化に応じたスポーツ教室等の充実が必要となります。また、吉川市体育協会、吉川市スポーツ少年団、総合型地域スポーツクラブ等の団体が、自主的、主体的に運営がすすめられるよう活動を支援し、市民がスポーツに参加できる機会の拡大を図るとともに、次世代を担う新たな人材を育成する必要があります。

市民のスポーツ活動の拠点である吉川総合体育館及び市民プールは、施設の経年劣化に対応した修繕を行い現在に至っています。今後、市民が安全快適に利用できるよう適正な維持管理と、プール施設の機械設備等の更新が必要となります。

3 施策小項目

(1) 健康・体づくりの推進

- ①スポーツ推進委員、スポーツ団体等と連携して各種教室やスポーツ事業を実施します。
- ②健康の保持増進、体づくり、生きがづくり、仲間づくりにつながる各種スポーツ事業を推進します。
- ③運動する機会を持ってない人でも参加しやすい環境をつくれます。
- ④週1回以上の運動の習慣づけを推進します。

(2) スポーツ、レクリエーション活動の支援

- ①スポーツ団体の育成や運営の支援を行い、組織の充実を図ります。
- ②総合型地域スポーツクラブの設立や運営を支援します。
- ③活動を担う人材の発掘や指導者を育成することで、スポーツリーダーバンクの充実を図ります。

(3) スポーツ環境の整備

- ①体育施設、設備の維持管理に努めるとともに、公共施設、学校体育施設等を有効に利用できるように管理運営に努めます。
- ②野球、ソフトボール、サッカー、グラウンドゴルフなど、スポーツを楽しめる活動場所の確保に努めます。
- ③スポーツ環境の整備については、民間活力を活用することも検討します。
- ④総合運動公園の整備に向けて研究します。

4 施策指標・目標指標

指標名	単位	現状値 (基準年度)	目標値 (H33年度)
20歳以上で、週1回以上運動やスポーツを行っている割合	%	49.7 (H28)	58.7
総合体育館（会議室、トレーニング室を除く）の稼働率	%	58.3 (H27)	62.9

市民・地域等の取組み

- ・ スポーツに対する関心及び理解を深め、自らの健康の保持増進に努めるとともに、スポーツ活動に参画するよう努めます。

第7節 地域医療体制の充実

1 施策の目的

- ・ だれもが適切な医療を受けられる環境の整備をめざします。

2 現状と課題

市民意識調査における「かかりつけ医を持っている市民の割合」からは、地域に密着したかかりつけ医の重要性が理解されてきたと考えられます。

救急医療体制については、第一次救急医療である小児時間外は吉川松伏医師会の協力のもと、順調に運営されています。また、休日医療についても吉川中央総合病院により医療体制が確保され順調に運営されています。第二次救急医療では埼玉県東部南地区の6市1町による病院群輪番制病院の16病院と小児救急医療輪番制の6病院で順調に運営されています。

3 施策小項目

(1) 医療情報の発信

- ①健康・医療に関する情報を適切に市民に提供します。
- ②医療機関の機能に応じた役割について、市民に情報提供します。

(2) 救急医療体制の充実

- ①夜間や休日の救急医療体制の情報を発信し、適切な受診方法の啓発を図ります。
- ②第二次救急医療体制の充実に努めます。

(3) 在宅医療の推進

- ①住み慣れた地域や家庭で医療や看護を受ける在宅医療の情報提供を図ります。
- ②かかりつけ医の普及を図ります。

4 施策指標・目標指標

指標名	単位	現状値 (基準年度)	目標値 (H33年度)
かかりつけ医を持っている市民の割合	%	56.5 (H28)	60

市民・地域等の取組み

- ・ 行政が発信する地域医療体制に係る情報を主体的に取り入れます。

第8節 健康保険・年金による社会保障

1 施策の目的

- ・ 病気、怪我等への保険給付を適切に行うことにより、生活の安定と福祉の向上をめざします。
- ・ 老後の生活を支える年金制度が安定的に維持されることをめざします。

2 現状と課題

1 人当たりの医療費が埼玉県内市平均と比較し高いことから、病気の予防と早期発見のため、特定健康診査の受診率向上が課題となっています。

また、中長期的な医療費の増加を抑制するため、ジェネリック医薬品の利用促進に努める必要があります。

国民健康保険事業については、国の医療制度に基づいて実施しており、国保制度改革（広域化）への対応が必要になります。

3 施策小項目

(1) 国民健康保険給付の適正化

- ①生活習慣病を予防し、医療費増加を抑制するため、特定健診の受診率や特定保健指導の実施率の向上に努めます。
- ②医療費の適正化を図るため、医療費通知やレセプト点検等の充実に努めます。

(2) 国民健康保険財政の健全運営

- ①国民健康保険の財政の安定化を図るため、公費負担の拡充等を国県に要望するとともに、国民健康保険税の適正賦課に努めます。
- ②国民健康保険の周知を図るとともに、きめ細やかな納税相談を実施し国民健康保険税の収納率向上に努めます。

(3) 国民年金の制度周知

- ①年金制度が正しく理解され、適切な手続きや加入の促進が図れるよう、広報活動に努めます。

4 施策指標・目標指標

指標名	単位	現状値 (基準年度)	目標値 (H33年度)
被保険者1人当たりの医療費	円	327,505 (H27)	433,068円以下

市民・地域等の取組み

- ・ 特定健診を受診するなど健康への関心を高め、自身の健康を維持増進します。
- ・ 国民健康保険や年金制度に係る手続きを適切に行うとともに、保険税（料）を納付します。

第9節 自立支援と生活保障

1 施策の目的

- 生活を保障するとともに、経済的自立や日常生活の自立、社会生活の自立を助長します。

2 現状と課題

ハローワークとの連携強化や就労支援員による支援活動を行うことにより、生活自立者の増加が図られました。しかし、就労意欲を失った方や長期間の引きこもりなどで社会から孤立した方など就労に結びつかないケースも多いため、引き続きハローワークとの連携を強化し、継続した就労支援に取り組んでいく必要があります。

現在、生活保護全体の費用のうち約5割が傷病により病院にかかる医療費（いわゆる「医療扶助」）であり、財政上の大きな負担となっている状況にあります。

そのため、生活保護受給者に対し生活習慣病予防検診の受診勧奨等を行い、健康増進を図るとともにジェネリック医薬品の利用促進等の医療費抑制に取り組む必要があります。

また、平成27年4月から生活困窮者自立支援制度が開始され、経済的に困窮し、最低限度の生活を維持することができなくなるおそれのある方に対して、個々の状況に応じた支援プランを作成し、相談者に寄り添いながら他の関係機関と連携して解決に向けた支援を行う必要があります。また、市が任意で行う事業では、経済的な理由で学習塾等に通えない生活困窮世帯の子どもを対象に継続的な学習の支援を行い、経済格差から生まれる教育格差の是正に取り組めます。

3 施策小項目

(1) 生活保護制度の適正な運用

- 生活保護制度の適正な運用に努め、健康で文化的な最低限度の生活を保障します。
- 生活保護受給者の自立を助長するため、支援・指導体制の強化を図ります。
- 生活習慣病予防検診の受診勧奨など生活保護受給者の健康増進を図る取り組みを行います。また、ジェネリック医薬品の利用勧奨など医療費抑制のための取り組みを行います。

(2) 生活困窮者自立支援事業の充実

- 生活困窮者一人ひとりの状況に応じて、具体的な支援プランを作成し、寄り添いながら支援します。
- 就労支援や住居確保支援等により生活困窮者の自立を支援します。
- 子どもの基礎学力の向上や進路相談など生活困窮世帯の子どもに必要な学習の支援を行います。

4 施策指標・目標指標

指標名	単位	現状値 (基準年度)	目標値 (H33年度)
生活保護受給者および生活困窮者のうち就労を契機に生活の自立を達成した人の割合	%	13 (H27)	18

市民・地域等の取り組み

- 疾病の治療、回復及び健康保持に努めます。
- 生活の自立に向けた求職活動等に努めます。

第3章 うるおい・安心・快適なまちづくり(生活環境部門)

第1節 調和のとれた住環境づくり

1 施策の目的

- ・ 魅力的で、安全で良好な住環境が形成されていることをめざします。
- ・ 生活を営む上で必要な居住環境を提供することをめざします。

2 現状と課題

本市の市街化区域の約 72.6%において地区計画の策定ができていない状況となっております。安全で良好な住環境を形成するために都市計画法、まちづくり整備基準条例、埼玉県景観条例に基づき、引き続き、事業を展開していく必要があります。

また、今後は、より多くの市民に規制の内容に関心を持ってもらうことが課題となっております。さらに、魅力的な地域景観を保全するため、空家等について現状を把握するとともに対策を検討する必要があります。

3 施策小項目

(1) 良好な宅地開発の促進

- ①建築規制の的確な運用を図り安全性の確保に努めます。
- ②吉川市まちづくり整備基準条例に基づき、駐車施設の整備を誘導し、違法駐車防止に努めます。
- ③環境にやさしい住まいづくり、高齢者や障がい者に配慮した住まいづくりを促進します。

(2) 地区計画制度の活用

- ①地区計画制度を啓発することにより、市民の意識を高め、良好な居住環境の形成を図ります。
- ②地域特性を活かしたルールを定めることにより、良好な居住環境の形成を図ります。
- ③地区計画等を活用し、良好な景観の形成・保全、ゆとりある敷地規模の確保等、良好な市街地環境の形成を図ります。

(3) 魅力的な地域景観の形成

- ①田園や河川等の吉川の原風景や地域の歴史・文化を伝える屋敷林、社寺、地域のシンボルなど、地域の特性に応じた多様な魅力的な景観の保全と形成に努めます。
- ②埼玉県景観条例に基づき大規模建築物等の行為の届け出への助言を行います。
- ③市民との協働による違反広告物の簡易除却を推進し地域の美化に努めます。
- ④吉川市空家等対策計画に基づき空家等対策を推進します。

(4) 公的住宅の供給促進

- ①公的住宅への入居希望者に対し公的住宅の入居募集についての情報提供を行います。
- ②国・県・都市再生機構の住宅政策を支援します。

4 施策指標・目標指標

指標名	単位	現状値 (基準年度)	目標値 (H33年度)
まち並み(景観)を「よい」と回答した人の割合	%	65.2 (H28)	67
地区計画区域の指定面積	h a	509.7 (H27)	531.3

市民・地域等の取組み

- ・ 都市計画法、まちづくり整備基準条例、埼玉県景観条例等を遵守します。

第2節 みどり豊かなまちづくり

1 施策の目的

- ・ 水と緑に囲まれた豊かな生活環境の実現をめざします。

2 現状と課題

武蔵野操車場跡地地区土地区画整理事業地内における公園や二郷半緑道の整備が完了したことにより、公園面積が増大しました。

一方、地域の公園・緑地等を地元自治会や緑化奉仕団体に維持管理をお願いしているところではありますが、課題が残されています。

また、吉川第一土地区画整理事業地内やきよみ野地区内の公園について、開設後約20年が経過し、遊具や施設の老朽化が目につくようになってまいりました。そこで、「公園再生プロジェクト」を立ち上げ、再生に向けて新たなコンセプトを定め、維持管理費を踏まえながら遊具や修景施設等の見直していく必要があります。

3 施策小項目

(1) 公園の適正な維持管理

- ①老朽化の進んだ施設について、計画的な修繕、改築等を行い、適切な維持管理に努めます。
- ②市民や管理団体と協働による維持管理を推進し、公園施設が安全に利用できるように努めます。

(2) 身近な公園の整備と公共空間の確保

- ①市民に身近で親しみのある公園の整備や公共空間の確保に努めます。

(3) 緑化の推進とみどりの保全

- ①公共施設の緑化の推進、宅地開発の緑化を促進し、市内の良好な樹木、樹木の保存に努めるとともに、市民への緑化及び保全の意識の高揚を図ります。
- ②緑化活動をしている奉仕団体を支援し、緑化推進事業の充実に努めます。

(4) 水辺空間の整備

- ①河川・水路等の親水化をすすめ、豊かな水辺空間の整備を図ります。

4 施策指標・目標指標

指標名	単位	現状値 (基準年度)	目標値 (H33年度)
市民1人当たりの公園面積	m ² /人	7.96 (H27)	8.44

市民・地域等の取組み

- ・ 地域に愛される公園・緑道づくりをめざし、整備計画に参加します。
- ・ 街区公園などを地元自治会で維持管理を行います。

第3節 美しい水環境の創出

1 施策の目的

- 河川や排水路等の水質が改善され、清潔で快適な水環境をめざします。

2 現状と課題

下水道への未接続者について、広報による啓発、戸別訪問等による接続依頼を実施することで、水洗化率が上がってきましたが、未だに未接続の世帯があります。公共下水道が整備された地域については、引き続き下水道への接続を促進し、水洗化を図る必要があります。

また、現在、施工中の吉川中央土地区画整理事業区域内の公共下水道への供用を順次拡大していく必要があります。

法定検査の受検率については、浄化槽設置者への個別のダイレクトメールの送付など周知啓発をすすめてきたことで、向上していますが、10%台前半であることから、引き続き啓発が必要です。

水質の改善については、合併浄化槽への転換が最も重要であることから浄化槽転換補助の継続と利用促進の周知を行う必要があります。

さらに、「木売落しを活用した貯留施設整備」や県の事業である「大場川の河川改修」において、水に親しめる「水の郷・よしかわ」の美しい水環境創出の実現に向けて取り組む必要があります。

3 施策小項目

(1) 汚水処理施設の整備

- ①既成市街地や吉川中央土地区画整理事業区域内等の未整備箇所の整備を推進します。
- ②吉川美南駅東口周辺地区の土地区画整理事業区域内については、計画に合わせて整備を推進します。

(2) 合併処理浄化槽の普及

- ①単独処理浄化槽やくみ取り便槽から合併処理浄化槽への転換を促進します。

(3) 汚水処理施設管理の充実

- ①管渠内の清掃、調査や補修等の維持管理の強化を図ります。
- ②主要な管渠について、耐震化に向けた整備を計画的に推進します。

(4) 浄化槽の管理

- ①浄化槽の維持管理について、必要な助言・指導を行います。

(5) 農業集落排水の運営

- ①施設の適正な維持管理を行い、農業集落排水の水質保全を推進します。

(6) 水環境保全の推進

- ①公共下水道、農業集落排水施設への接続により、水質の保全を図ります。
- ②広報やイベントの開催を通じて、良好な水環境保全の意識の高揚を図ります。
- ③地域住民と連携し、木売落しの清掃をはじめとした水質の浄化活動を推進します。
- ④木売落しの整備や大場川の河川改修に合わせて、水に親しめる整備の検討を行います。

4 施策指標・目標指標

指標名	単位	現状値 (基準年度)	目標値 (H33年度)
公共下水道水洗化率	%	95.3 (H27)	96.3
浄化槽法第11条検査受検率	%	11 (H27)	23

市民・地域等の取り組み

- 下水道供用区域で汲み取り又は単独浄化槽設置世帯は下水道へ接続し、浄化槽整備区域では、合併浄化槽へ転換を行うとともに、維持管理を行います。

第4節 環境にやさしいまちづくり

1 施策の目的

- ・ 市民・事業者・行政が一体となって、地球規模の環境問題に積極的に取り組む社会をめざします。
- ・ 市民と協働で、身近な地域環境の保全に取り組み、美しい生活環境をめざします。
- ・ 公害問題のない、環境にやさしい快適な生活環境をめざします。
- ・ 動植物種の保護に努め、自然豊かな環境をめざします。
- ・ 持続可能な循環型社会の構築をめざします。
- ・ 廃棄物が適正に処理される社会をめざします。

2 現状と課題

地球環境にやさしい行動についての意識は、特に節電や省エネルギーに対する関心が高く、太陽光発電設備の補助件数は、大幅に増加しました。

また、市の事業により発生する温室効果ガスの総排出量は、上昇に歯止めがかかっています。循環型社会の構築については、分別が概ね確立されたところではありますが、今後は雑紙回収袋を活用するとともに、様々な機会を捉え、分別排出の啓発、廃棄物の排出抑制やリサイクル意識の向上に努める必要があります。

3 施策小項目

(1) 地球環境の保全

- ①環境保全活動や環境学習の充実を図ります。
- ②大気や水質を測定し、監視体制の充実を図ります。
- ③地球にやさしい太陽光や水素等の再生可能エネルギーの導入を促進します。

(2) 地域環境の保全

- ①身近な生活環境問題への対応に努めます。
- ②地域における自主的な美化活動を支援します。

(3) 公害の未然防止対策

- ①関係団体と連携して公害の発生源に対する適切な指導を行い、未然防止に努めます。

(4) 自然環境の保全

- ①市内に生息する動植物種の周知を図り、保全意識の高揚を図ります。

(5) 循環型社会の構築

- ①市民の3R意識を推進するため、啓発活動、周知活動や環境教育を実施します。
- ②市民のリサイクル活動を促進するため、資源回収団体等への支援を行います。
- ③市民、事業者等への再生品利用と不要品の再使用の啓発に努めます。

(6) 廃棄物の適正な処理

- ①市民、土地所有者、行政等で協力し、不法投棄の未然防止と事後対策の推進を図ります。
- ②市民と連携した監視活動を実施します。
- ③収集区域や分別区分の変更等の検討とあわせ、効率的な収集体制の充実にも努めるとともに、ごみ減量説明会等により、ごみの分別方法の周知を図ります。
- ④ごみ排出が困難な高齢者や障がい者等の世帯に配慮した収集を実施します。
- ⑤事業系ごみの排出の指導を行い、排出方法と分別の徹底を図ります。
- ⑥くみ取り世帯のし尿の適正な収集・処理に努めます。
- ⑦環境センターの計画的な修繕を実施し、適正な維持管理に努めます。

4 施策指標・目標指標

指標名	単位	現状値 (基準年度)	目標値 (H33年度)
1人1日あたりのごみ排出量	g	794 (H27)	750
吉川市環境配慮率先実行計画（エコオフィス吉川）	t-CO2	4,800 (H26)	4,560

市民・地域等の取組み

- 地球規模の環境問題から地域の環境問題まで幅広く環境問題に対する関心を高め、地球や地域にやさしい行動を実践します。

第5節 災害に強いまちづくり

1 施策の目的

- ・ 災害が発生した時、市民の生命や財産を守れるまちをめざします。

2 現状と課題

東日本大震災の経験、埼玉県が実施した地震被害想定調査の結果や竜巻災害、近年のゲリラ豪雨等の集中豪雨、平成27年の長時間にわたる大雨等を踏まえ、地域防災計画の見直しを行いました。今後も発生する災害事例を踏まえた継続的な見直しが必要です。水防体制の充実にあたっては、新たに発生する災害事例をもとに、関係機関との連携や住民への情報提供など水防体制を見直していくことが求められます。

市、関係機関との情報連絡体制や市民への情報提供について効率的かつ効果的に取組むためにも、情報通信技術の進展に対応することが課題となっています。

防災・減災意識の高揚に関して、平常時における個人の防災対策の必要性がより一層意識されるとともに、自主防災組織の活動が高まる必要があります。

既存建築物の耐震化の支援に関して、耐震診断や耐震改修の補助金の拡充を図りましたが、無料耐震診断後の耐震診断や耐震改修に繋がっていないことが課題となっています。

また、今後、様々な災害について可能な限り想定して備えるための取組みが求められることから、現在の地震災害を主とした防災対策から他の災害へも視野を広げた中で施策を検討することが必要となっています。

加えて、武力攻撃事態や大規模テロ等の緊急処理事態に備えて、施策を展開していく必要があります。

3 施策小項目

(1) 危機管理体制の充実

- ①本市において発生の可能性のある地震災害、風水害、竜巻災害、雪害、火山噴火降灰災害、大規模事故災害等の災害を踏まえて、吉川市地域防災計画を見直します。
- ②地域防災計画に基づく、総合的な防災組織体制を確立します。
- ③自主防災組織の結成・育成を促進します。
- ④大規模災害に備え、他自治体や民間団体との応援協定を模索します。
- ⑤被災建築物応急危険度判定体制の充実に努めます。
- ⑥防災行政無線や登録制メール・SNS等による情報発信体制の充実を図ります。
- ⑦武力攻撃事態や大規模テロなどの緊急処理事態に備えて、市民の避難、避難市民の救援、災害への対処などの措置を実施するための体制を整備します。
- ⑧武力攻撃事態や大規模テロ等から市民の生命、身体、財産を守るため、国や県、関係機関と連携します。
- ⑨災害時の要配慮者の支援が迅速に行えるよう、地域での支援体制の構築を図ります。

(2) 水防体制の充実

- ①消防署や消防団、自主防災組織等と連携強化し、浸水被害の軽減に努めます。
- ②自主防災組織の結成・育成を促進します。
- ③防災気象情報を有効活用し、的確で迅速な水防対策にあたっての体制判断に努めます。
- ④水害への備えをはじめとした水害知識の周知を図ります。

(3) 防災施設の充実

- ①防災拠点である市庁舎の整備や公共施設の耐震化を推進します。
- ②防災倉庫を確保し、災害用備蓄物資や資機材の充実に努めます。
- ③河川防災ステーションの整備促進を図ります。

(4) 防災・減災に対する市民の意識の高揚

- ①市の総合防災訓練の実施や自主防災組織で行う防災訓練の支援を行います。
- ②防災リーダー認定講習会、出前講座の実施や防災マップ等を活用し、市民の防災・減災知識の普及に努めます。
- ③3日以上の水食料の備蓄、家具転倒防止対策など防災減災に対する市民の意識向上を図ります。

④子どもたちに対しての防災教育を推進します。

(5) 旧耐震基準で建てられた建築物の耐震化の支援

①耐震化に関する意識の啓発とともに情報の提供を行います。

②所有者に対し耐震診断や耐震改修の費用助成等を行い、耐震化を支援します。

4 施策指標・目標指標

指標名	単位	現状値 (基準年度)	目標値 (H33年度)
自主防災組織率	%	82.74 (H27)	94
自主防災会の訓練参加率	%	5.51 (H27)	10

市民・地域等の取組み

- ・ 自らの生命は自ら守るという意識を持ちます。
- ・ 平常時より地域でお互いに助け合います。
- ・ 防災意識を高め、平常時から災害に備えます。
- ・ 自主防災組織は、災害時に地域の核となるよう実践的な防災訓練に取り組めます。

第6節 総合的な治水対策の推進

1 施策の目的

- ・ 大雨による河川の氾濫や浸水被害が発生しないまちをめざします。

2 現状と課題

一部のポンプ場施設では稼働後 20 年以上が経過したことから、ポンプの交換や長寿命化計画を策定し、計画的に機械・電気設備の更新工事を実施しています。

また、平成 27 年 9 月の関東・東北豪雨の当市の状況を踏まえ、排水ポンプ設置箇所の見直しなどで浸水被害の軽減を図るとともに、引き続き、国の事業である中川河川改修と江戸川堤防強化対策、県の事業である大場川、第二大場川の河道改修において、事業の進捗が図られるよう、要望していく必要があります。

3 施策小項目

(1) 河川の整備

- ① 一級河川の江戸川や中川、大場川等の改修事業の整備を促進します。
- ② 準用河川の上第二大場川や西大場川の整備を推進します。

(2) 雨水処理施設の整備

- ① 吉川美南駅東口周辺地区は土地区画整理事業の計画にあわせて整備を推進します。
- ② 土地区画整理事業の進捗にあわせ、公共下水道(雨水)整備を推進します。
- ③ 浸水被害が発生する区域の総合治水計画や下水道(雨水)計画を見直し、地域性にあわせて整備を実施します。
- ④ 開発に伴う流出抑制施設として調整池等の整備促進を図ります。

(3) 雨水処理施設管理の充実

- ① 排水管や排水ポンプ場の維持管理に努めます。
- ② 複数の雨水処理施設を集中管理する遠方管理システムの導入を図ります。
- ③ 共保・高久雨水ポンプ場の機械・電気設備の更新とあわせて耐震化に向けた計画的な整備を推進します。

4 施策指標・目標指標

指標名	単位	現状値 (基準年度)	目標値 (H33 年度)
浸水被害の軽減	%	56.4 (H27)	70

市民・地域等の取組み

- ・ 宅地内へ水害の軽減に役立つ貯留施設や雨水浸透柵の設置に努め、維持管理においても適切に実施します。

第7節 暮らしを支える上水道の充実

1 施策の目的

- ・ 安心・安全・おいしい水の安定した供給をめざします。

2 現状と課題

市民意識調査における「安全な水の安定供給に対する満足度」については目標値を超えており、順調に施策の取組みがすすんでいます。

石綿管の布設替えや水道施設の計画的な整備改善をすすめ、水道水の安定供給を図っていく必要がありますが、石綿管から耐震管への更新には多額の事業費と時間が必要となります。施策に継続的に取り組んでいくために、コスト改善に努めながら、引き続き計画的に取組みをすすめる必要があります。

3 施策小項目

(1) 水道施設の整備

- ①管路更新事業基本計画に基づき石綿管の布設替を行います。
- ②施設の耐震化をすすめます。
- ③市街化調整区域における、配水管未布設区域の解消を図ります。

(2) 水の安定供給

- ①災害時等の非常時における対策と今ある自己水源の維持などの水資源の確保を図ります。
- ②近隣市町との応急給水体制や、災害復旧対応の迅速化など、非常時対策の確立を図ります。

(3) 水質管理の充実

- ①市内の配水管末端地区において、残留塩素濃度の検査を行い水質の適正管理に努めます。
- ②地下水の水質管理を実施するとともに、水質管理体制を充実し水質向上に努めます。

4 施策指標・目標指標

指標名	単位	現状値 (基準年度)	目標値 (H33年度)
安全な水の安定供給に対する満足度	%	84.5 (H28)	90
石綿管布設替の進捗率	%	74.28 (H27)	82.59

市民・地域等の取組み

- ・ 水道事業に関する施策に協力するとともに、自己の給水装置の維持管理や合理的な水の使用に努めます。

第8節 安全で明るいまちづくり

1 施策の目的

- だれもが安心して暮らせる犯罪のない社会をめざします。

2 現状と課題

防犯体制の充実に向けて、わがまち防犯隊連絡会会員による防犯パトロールが行われるなど地域での防犯活動が行われ、自治会等を通じた防犯活動や子どもの見守り活動が認知されています。一方で、防犯事業に参加したことがない市民も多くいることから、活動の広がりを図ることが課題となっています。

また、防犯灯に関して、開発エリアへの新設とともに設置要望への対応が求められているほか、経年劣化した照明の更新や維持管理費の抑制が課題となっています。

3 施策小項目

(1) 防犯体制の充実

- ①街頭キャンペーンや広報等を通じて、防犯意識の高揚を図ります。
- ②犯罪抑止のために、自治会をはじめ、警察や防犯協会、わがまち防犯隊等との連携を強化し、防犯活動を推進します。
- ③犯罪から子どもを守るため、子ども110番の設置を促進します。
- ④新たな交番の設置について関係機関に要望するとともに、防犯活動拠点の整備充実に努めます。
- ⑤防犯灯の計画的な設置と維持管理に努めます。

4 施策指標・目標指標

指標名	単位	現状値 (基準年度)	目標値 (H33年度)
人口千人当たりの犯罪発生件数	件	11.09 (H27)	9.43 (H32)

市民・地域等の取組み

- 生活上のルールを守り、住民同士の連携を高めます。
- 地域の防犯活動に協力します。

第9節 交通事故のないまちづくり

1 施策の目的

- ・ 交通事故のない安全なまちをめざします。

2 現状と課題

道路交通環境の整備については、信号機設置をはじめとする交通規制を公安委員会に要望し、実現されるよう努めてきましたが、実現が困難となっております。

また、自転車が集積する駅を中心に歩行環境を保全するため、放置自転車の整理、撤去と自転車駐車場の運営を行ってきましたが、引き続き自転車対策に取り組む必要があります。

道路交通法違反に対する厳罰化や取り締まりの強化等により死亡事故は減少していますが、交通事故において自転車のかかわる事故、高齢者のかかわる事故の割合が相対的に高いことから、それらを対象とした安全運転や交通安全意識を高める事業を今後も行っていく必要があります。

悲惨な交通事故を本市からなくすため、第10次吉川市交通安全計画に基づき、通学路の環境整備に力を入れるとともに、主たる交通安全施設と道路を一体的に管理するものとして、「ゾーン30事業」を実施するなど、引き続き交通環境の安全面の向上に努めていく必要があります。

3 施策小項目

(1) 道路交通環境の整備

- ①道路環境の整備を推進するとともに、警察など関係機関と連携し、信号機や規制標識の設置等を促進します。
- ②交通渋滞や事故の原因となる車の駐車を防止するため、関係機関に取り締まりを要請するとともに、歩行者の妨害となる道路上の放置自転車等の整理、撤去対策をすすめます。
- ③吉川市まちづくり整備基準条例に基づき駐車施設の整備を推進し、違法駐車の防止に努めます。
- ④道路反射鏡、標識看板、路面標示により、道路交通の安全確保に努めます。

(2) 交通安全意識の高揚

- ①高齢者や子どもを対象に交通安全教育を推進するとともに、関係団体と連携しながら交通安全意識の高揚に努めます。
- ②交通法規講習会を行うとともに、警察など関係機関と連携し啓発活動を行います。
- ③小学校における自転車の交通安全教育を行うとともに、自転車利用者や高齢者への啓発活動をすすめます。

4 施策指標・目標指標

指標名	単位	現状値 (基準年度)	目標値 (H33年度)
交通事故年間死傷者数	人	299 (H27)	269 (H32)
人口千人当たりの交通事故発生件数	件	4.21 (H27)	3.79 (H32)

市民・地域等の取組み

- ・ 駐車違反や路上への自転車放置などはいけません。
- ・ 交通ルールを守ります。

第10節 安心して暮らせる消防・救急体制の強化

1 施策の目的

- ・ 失火による火災の発生や放火を防ぐまちづくりをめざします。
- ・ 消防施設の整備や消防職員の技術向上、消防装備の充実をめざします。
- ・ 救急車による医療機関への収容時間の短縮や救命率の向上をめざします。

2 現状と課題

救急・救助体制の充実については、救急救命士の計画的な養成及び処置範囲の拡大に対応する研修の実施、また、管内情勢を踏まえた特別救助隊の配置など充実化が図られました。

消防体制並びに救急・救助体制の充実においては、吉川美南駅周辺地域等を中心に管内情勢を予見し、消防施設及び人員を計画的に増強整備するとともに、首都直下地震の予測、ゲリラ豪雨、竜巻等異常気象の発生など、常備、非常備の消防力を総合的に高めるため、消防職員の研修育成、各種装備品、資器材の充実を図り、不測の事態への対応力を強化する必要があります。

また、消防団を中核とした地域防災力の充実強化を図るため、資器材の充実や消防団機械器具置場の改築等の支援が必要となります。

火災予防対策の推進においては、更なる普及啓発活動による住宅用火災警報器設置率の向上を図り、防火対象物及び危険物施設についても、積極的な査察、指導を実施し消防法令違反等に対する是正率の向上に努めます。

3 施策小項目

(1) 消防体制の充実

- ① 複雑化・大規模化する災害に備えるため、消防団機械器具置場や消防水利、消防車両、各種災害対応資器材等の消防施設及び消防装備の計画的整備と維持管理を推進します。
- ② 各種災害に的確に対応するため、消防大学校や埼玉県消防学校及び各種研修会へ積極的に職員を派遣して、知識技術の向上を図ります。
- ③ 災害対応訓練を計画的に実施して、災害対応力の向上を図ります。
- ④ 消防団員を確保するとともに、女性消防団員の活用等で消防団の活性化を図ります。
- ⑤ 地震等の大規模災害に対応するため、消防団と常備消防とが連携を強化して災害対応力の向上を図ります。
- ⑥ 消防団員が防災活動のリーダーとして地域に密着した組織づくりの支援を行うなど、地域との連携体制の充実を推進します。

(2) 火災予防対策の推進

- ① 小学生を対象とする少年消防クラブ員の育成に努めます。
- ② 自治会・自主防災組織への消防訓練指導等を充実し、市民の火災予防知識の普及啓発を推進します。
- ③ 災害弱者を対象とした防火教育や安全指導を推進するとともに、防火設備や防災製品の普及促進を図ります。
- ④ 防火対象物及び危険物施設の立入検査を計画的に実施し、消防法令違反の是正を推進します。
- ⑤ 事業所等の消防法令違反の是正の徹底を図り、グループホーム等における消防用設備や防火管理等の防火安全対策を推進します。
- ⑥ 消防団や消防協力団体と連携し、住宅用火災警報器の設置促進を積極的に推進します。

(3) 救急・救助体制の充実

- ① 高度化する医療技術や救急処置を習得するため病院内研修に積極的に参加し、救急隊員の資質の向上を図るとともに、救急救命士の育成を行い、救急活動体制を充実させます。
また、高齢化の進展により高まる救急需要にも対応していきます
- ② 出動件数増加に伴い市民に対し、救急事故予防と救急車の適正利用の啓発を積極的に推進します。
- ③ 特殊災害に対応する資器材を整備し、対応力を強化します。
- ④ 救急告示病院との連携を密にし、救急患者の受入体制の充実を図ります。
- ⑤ 災害発生初期段階において、市民が適切な救命処置を行えるよう普通救命講習会等を開

催し応急手当の普及啓発を推進します。

4 施策指標・目標指標

指標名	単位	現状値 (基準年度)	目標値 (H33年度)
消防力の整備指針に対する充足率(人員)	%	88.2 (H27)	94.1
消防力の整備指針に対する充足率(車両・署)	%	94.4 (H27)	100
住宅用火災警報器の設置率	%	73.4 (H27)	83
普通救命講習受講率	%	12.2 (H27)	20

市民・地域等の取組み

- ・ 防火の知識を高め、失火による火災を起こしません。
- ・ 救命処置や応急手当の習得に努めます。

第11節 消費者保護の推進

1 施策の目的

- ・ 消費者が不当に不利益を被らない社会をめざします。
- ・ 消費者団体の活動が活性化し、自立した活動ができることをめざします。

2 現状と課題

消費者相談は、ほぼ全件において解決に導く結果が得られました。

消費生活センターの開設日は、週4日となっていますが、今後、週5日や相談時間の拡大など相談体制の充実を検討する必要があります。

また、深刻化する高齢者等の消費者被害に対し地域をあげて取組む「見守りネットワーク（消費者安全確保地域協議会）」の行う消費者被害防止活動を推進していく必要があります。

3 施策小項目

（1）消費者保護の充実

- ①「消費生活センター」において、専門相談員による相談業務の充実を図ります。また、消費生活に関する正しい知識や対策について、セミナーや広報等により啓発し、消費者被害防止を図ります。
- ②消費者が安心できる商品選択と安全を確保するため、事業者に対し検査や指導を行い、商品表示の適正化を促進します。
- ③消費者被害の早期発見と未然防止策を強化するため、「見守りネットワーク」（消費者安全確保地域協議会）の活動を推進します。

（2）消費者団体の育成

- ①くらしの会等の消費者団体の育成に努めます。
- ②消費者団体の自主的な活動を支援し、消費者保護活動を促進します。

4 施策指標・目標指標

指標名	単位	現状値 (基準年度)	目標値 (H33年度)
消費生活センター相談解決の割合	%	99.5 (H27)	100
消費生活啓発講座等実施件数（地域・学校等）	回	21 (H27)	30

市民・地域等の取組み

- ・ 消費生活に関する正しい知識を養い、消費者被害の未然防止に努めます。
- ・ 事業者は、商品表示の適正化に努めます。
- ・ 消費者団体は、消費者の安全と消費生活の改善、向上を図るための活動を行います。

第4章 躍動・活力・賑わいのまちづくり（地域振興部門）

第1節 秩序ある土地利用の推進

1 施策の目的

- ・ 長期的な視点に立ち、地域の特徴を活かし、総合的かつ計画的な土地利用をめざします。

2 現状と課題

都市計画は長期的な視点でまちづくりを考え、都市計画に定めるルール作りには市民が参加し意向を反映することが望まれます。しかし実際には、都市計画が自分たちの生活にどのように影響してくるかは分かりにくく、結果的に都市計画は市民にとって身近に感じられないものとなっています。今後まちづくりに市民がどのように関わってもらうかが課題となっています。

また、引き続き、都市計画マスタープラン等に基づき、総合的かつ計画的な土地利用の推進を行う必要があります。

3 施策小項目

（1）計画的な土地利用の推進

- ①都市計画マスタープランに基づき計画的なまちづくりを推進します。
- ②都市計画法に基づく区域区分、用途地域、地区計画等の都市計画の見直しを行います。
- ③まちづくり協議会等の地域のまちづくり活動を支援します。
- ④都市計画決定手続きにおける市民参加の機会の拡大、都市計画に係る情報提供を推進します。

4 施策指標・目標指標

指標名	単位	現状値 (基準年度)	目標値 (H33年度)
土地利用に対する市民満足度	%	53.6 (H28)	60

市民・地域等の取組み

- ・ まちづくりのルールなどの都市計画決定にあたり参加し、意見を出します。
- ・ まちづくりのルールを理解し、居住環境の向上、維持・保全に努めます。

第2節 新しい市街地の整備

1 施策の目的

- ・ 快適な市民生活を支えるため、環境に配慮した市街地の形成を図ります。
- ・ 吉川の新たな玄関口にふさわしい吉川美南駅と一体となったまちづくりを推進します。

2 現状と課題

吉川中央地区については、近年、補助金の交付が低迷し、計画どおりに事業費が確保できなかったことや、家屋等の移転交渉が難航したことなどから、大幅な事業の促進は図れませんでした。そのため、土地区画整理事業の早期完成に向け、引き続き越谷吉川線等の延伸整備や移転交渉等を支援する必要があります。

吉川美南駅東口周辺地区については、駅前という公共性の高い地域であり、新たな玄関口として、土地区画整理事業による市街地の整備が急務となっています。そのためには、効率的な事業展開による整備を行うとともに、主たる事業資金である保留地処分金を早期に確保していく必要があります。

3 施策小項目

(1) 吉川中央地区の整備

- ① 快適で機能的かつ良好な住環境を有する住宅地の形成を図るため、吉川中央土地区画整理組合が施行する土地区画整理事業を促進します。

(2) 吉川美南駅周辺地域の整備

- ① 吉川美南駅東口周辺地区において「笑顔と緑あふれるみんなの庭」をコンセプトにした土地区画整理事業を推進します。

4 施策指標・目標指標

指標名	単位	現状値 (基準年度)	目標値 (H33年度)
吉川中央土地区画整理事業面積に対する使用収益開始面積の割合	%	79.7 (H27)	100
吉川美南駅東口周辺地区土地区画整理事業面積に対する使用収益開始面積の割合	%	0 (H27)	11

市民・地域等の取組み

- ・ 組合員として、土地区画整理事業を推進します。(吉川中央地区)
- ・ 土地所有者や居住者をはじめとする住民が、事業の推進に協力します。(吉川美南駅東口周辺地区)

第3節 快適な道路網の充実

1 施策の目的

- ・ すべての人が安全で快適に通行できる道路環境をめざします。

2 現状と課題

幹線道路の整備については、多くの方が早期完成を望んでいるところですが、事業進捗には、市民の協力と多額の事業費や多くの時間を要する状況となっています。

また、生活道路の整備要望は、多くの市民から寄せられているところではありますが、安全を第一に沿線の土地利用や交通状況及び地域のバランス等を踏まえ整備を行っています。

越谷吉川線の大場川の東から加藤平沼線までの区間について、引き続き用地買収をすすめながら盛土工事に着手し、計画的な整備を行う必要があります。

市道については、いちよう通り等の舗装補修、道路の改良や道路後退用地の舗装整備が必要です。

市内を東西南北に縦・横断し、隣接市町へも連絡する主要幹線道路及び市内各拠点を結びつける幹線道路については、まちづくりの進展に合わせた道路網を研究します。

3 施策小項目

(1) 幹線道路の整備

- ① 東埼玉道路の整備を促進します。
- ② 吉川橋の架け替えや三郷流山線、三郷吉川線、浦和野田線の整備を促進します。
- ③ 越谷吉川線や越谷総合公園川藤線の整備を推進します。
- ④ 交差点改良や歩道等の整備を促進します。

(2) 生活道路の整備

- ① 歩行者や自転車が安全に通行できるよう生活道路の拡幅や舗装等の整備を推進します。
- ② 歩道の新設や段差解消等に努めます。

(3) 道路の維持管理の充実

- ① 除草や路面清掃、舗装・橋梁の修繕など道路の維持管理の充実を図ります。
- ② 市民との協働による道路環境の美化に努めます。

4 施策指標・目標指標

指標名	単位	現状値 (基準年度)	目標値 (H33年度)
道路整備に対する市民満足度	%	48.4 (H28)	55

市民・地域等の取組み

- ・ 道路調査、測量及び用地提供などに対して理解し、協力します。
- ・ 道路の危険箇所を発見した場合は、市に連絡します。

第4節 充実した公共交通網の整備

1 施策の目的

- ・ 市民が都市間を移動しやすくなることをめざします。
- ・ だれもが公共交通機関を利用して行きたい場所、行きたい時に移動する機会が得られることをめざします。
- ・ 市民が公共交通機関を利用しやすい環境づくりをめざします。

2 現状と課題

吉川美南駅の開業や、それに伴う新たな民間バス路線の開設等、公共交通網の充実に取り組むことで、交通空白地域の解消に努めてきました。

今後、さらなる少子高齢化の進展により、高齢者のみ世帯や運転免許証の返納者の増加も見込まれていることから、市内公共交通網等のあり方や「新たな公共交通」の検討、市の役割、バス事業者等の役割を検討する必要があります。

また、市民意識調査において、住み心地がよくない理由として「鉄道の便」と回答した割合が毎年4割程度あることから、JR 武蔵野線の利便性向上に向けて、引き続き、要望活動等を行う必要があります。

3 施策小項目

(1) 都市間交通の充実

- ①運行本数の増発や下り最終電車を含めた運行時間の延長など武蔵野線の輸送力強化や利用環境の向上を事業者に要望します。
- ②高速鉄道東京 8 号線の延伸線のうち、八潮―野田市間の先行整備の実現に向けた要望活動をすすめます。
- ③高速バスによる広域移動の利便性の向上を図ります。
- ④路線バスによる近隣都市間との輸送手段の確保を図ります。

(2) 市内公共交通網の整備

- ①バス路線網の充実を図るとともに、新たな公共交通の導入も含め、市内全体の公共交通ネットワークの構築を推進します。
- ②市街化調整区域を運行する路線バス事業者を支援します。

(3) 交通利便性の向上

- ①鉄道車両、バス車両、駅舎やバス停留所等の利用環境の向上を促進します。
- ②武蔵野線の時刻に合わせた路線バスの運行やバス路線相互の乗り換え利便性の向上、夜間のバスの増便を図ります。
- ③公共交通機関の利用促進を図るため、利用者のニーズに応じた情報を提供するとともに、市民の意識啓発を図ります。

4 施策指標・目標指標

指標名	単位	現状値 (基準年度)	目標値 (H33 年度)
公共交通の充実に対する満足度	%	42.6 (H28)	50

市民・地域等の取組み

- ・ 公共交通機関を積極的に利用します。
- ・ 交通事業者は、利用者ニーズを踏まえ、必要かつ適切なサービスの提供に努めます。

第5節 魅力ある農業の振興

1 施策の目的

- ・ 安定・持続した農業経営のもと、消費者に安全安心な吉川産農産物が安定供給されることをめざします。
- ・ 農業生産基盤を整備することにより、生産効率の高い農業が行われることをめざします。
- ・ 土に親しむ機会等が増えることにより、市民の農業に対する関心が高まることをめざします。

2 現状と課題

魅力ある農業の振興については、未来を見据えて取組むべき、今後の本市の将来像に欠かせない大きな柱のひとつとなっています。

農業従事者の減少や高齢化がすすむ中、まずは、地域農業の担い手である認定農業者や認定新規就農者の確保・育成をすすめるとともに、農業経営の安定化及び農業所得の増大に向けた支援を行う必要があります。

また、JAさいかつや生産者等と連携をしながら、吉川産の米や夏ねぎ等のブランド化に向けた更なる取組みをすすめ、吉川産農産物のPR、販路の拡大といった攻める農業をめざすことが求められます。

さらに、転入者も増え、市の農業の現状や農産物の魅力を知らない市民も少なくないため、農業体験やイベント等を通じて、生産者と消費者の交流を図り、市の農業に対する関心や理解を深めてもらう必要があります。

農業生産基盤については、本市に合った農地の集積化や集約化を支援すると同時に、農業用排水路等の整備を推進する必要があります。迅速かつ低コスト型の基盤整備である埼玉型ほ場整備事業は、吉屋地区において事業導入がされており、平成29年度の事業完成をめざしています。

3 施策小項目

(1) 農業経営の活性化

- ①担い手となる農業者の確保・支援に努めます。
- ②農業団体の支援を行います。
- ③生産性や付加価値を高める農業支援に努めます。
- ④直売所や市内スーパー等への供給や学校給食への提供による地産地消の推進を図ります。

(2) 市民に理解される農業振興

- ①市民農園等の農業の拠点づくりと適切な維持管理を行い、利用の促進を図ります。
- ②農業体験やイベント等により、農産物のPRや生産者と消費者の交流をすすめ、農業や食に関する理解が深まる機会の提供に努めます。
- ③地域における農業生産基盤の保全活動や維持管理の共同活動を推進します。

(3) 生産基盤の整備

- ①農地の集積化や集約化など農地等の利用の最適化を推進します。
- ②農業用排水路の整備と適正な維持管理を推進します。
- ③土地改良区の施設整備と維持管理を促進します。
- ④埼玉型ほ場整備事業を促進します。

4 施策指標・目標指標

指標名	単位	現状値 (基準年度)	目標値 (H33年度)
認定農業者及び認定新規就農者数	人	96 (H27)	100
各種イベント参加者アンケートにおける吉川産農産物の購入意欲度	%	94.8 (H27)	100

市民・地域等の取組み

- 生産者は、消費者ニーズに対応できる安定した農業経営に努めます。
- 消費者は、農業や食に関する理解に努めます。
- 農業の持つ多面的機能への理解を深め、多面的機能の維持・発揮に協力します。

第6節 賑わいある商業の振興

1 施策の目的

- ・ 商業者の経営の安定・持続、消費者に魅力ある個店の増加及び新たに創業ができることをめざします。

2 現状と課題

経営改善と創業支援等を目的とした経営相談、経営の活性化を目的とした経営セミナーを行っていますが、ともに利用者、受講者は横ばい状況となっています。また、中小企業資金融資の申請実績は伸び悩んでいる状況です。

一方、各事業者においては、ラッピーカード事業、一店逸品事業、なまず特産品販売会、よしかわマルシェなど連携した取組みを行っており、特によしかわマルシェについては、JR 主催の「駅からハイキング」と同時開催をするなど集客の増大を図っています。

今後は、経営相談、経営セミナーについては、商工会と連携した取組みも視野に入れ、利用者、受講者の増加を図るとともに、各商業団体の安定した運営や共同事業の効果を高めるため、事業者間連携を促進しながら、引き続き、各商業団体を支援する必要があります。

また、商業者の優れた技術や製品の情報を発信し、販路拡大や事業者間連携を支援していく必要があります。

3 施策小項目

(1) 経営の安定化

- ① 経営革新計画承認取得支援や、経営セミナーの開催等の経営改善の支援や制度融資の充実等により、個店の経営の安定化を図ります。
- ② 個店の魅力を高め消費拡大につながる一店逸品事業や大型店、異業種との連携による取組みを支援します。
- ③ 経営の改善及び合理化を図るため、商業団体や新たに創業する商業者を支援します。

(2) 商業基盤の整備

- ① 吉川駅や吉川美南駅周辺への商業の集積を促進します。

4 施策指標・目標指標

指標名	単位	現状値 (基準年度)	目標値 (H33年度)
市内に魅力ある商店がある（買い物がしたい）と答えた市民の割合	%	74.3 (H28)	80.5
商店数	店	284 (H26)	284 (H31)

市民・地域等の取組み

- ・ 商業者は、顧客ニーズの把握と新製品の開発に努めるとともに経営改善に取り組めます。
- ・ 商業団体は、研修会やイベント等の実施を通じて消費者の拡大に努めます。

第7節 活力ある工業の振興

1 施策の目的

- ・ 中小企業等の経営の安定・持続と新たに創業する事業者が増加することをめざします。
- ・ 工業団地が整備されることにより、立地企業が増えることをめざします。

2 現状と課題

経営改善と創業支援等を目的とした経営相談、経営の活性化を目的とした経営セミナーを行っていますが、ともに利用者、受講者は横ばい状況となっています。今後、商工会と連携した取組みを検討し、利用者、受講者の増加を図る必要があります。

市内事業者の優れた技術や製品の情報を発信し、販路拡大や事業者間連携を支援していく必要があります。

また、新たな工業団地の整備については、引き続き、整備に向けた情報収集等を行っていく必要があります。

3 施策小項目

(1) 経営の安定化

- ① 経営革新計画承認取得支援や経営セミナー開催等の経営改善支援や制度融資の充実等により、中小企業等の経営の安定化を図ります。
- ② 工業団体や新たに創業する事業者を支援します。

(2) 工業団地の整備

- ① 東埼玉テクノポリスの拡張やその他地区の工業団地の整備に向け、情報収集と開発手法を研究し事業化を図ります。

(3) 企業の立地推進

- ① 工場誘致等を推進していきます。

4 施策指標・目標指標

指標名	単位	現状値 (基準年度)	目標値 (H33年度)
工業事業者数	事業所	179 (H26)	211 (H32)

市民・地域等の取組み

- ・ 企業は常に市場や顧客ニーズを把握し、新技術や新製品の開発に努めるとともに、経営改善に取り組めます。

第8節 労働環境の充実

1 施策の目的

- ・ 雇用の安定と就労機会が拡大されることをめざします。
- ・ 勤労者が安心して働ける労働環境の向上をめざします。

2 現状と課題

求職者ニーズに応じた就労先を確保するため、公共職業安定所や関係機関と連携した求人情報の提供を行いニーズに応じた就職先の確保に努めることや市民が身近な場所で職業紹介が受けられる「ふるさとハローワーク」などの拠点を整備することが重要となります。

また、若年者就職相談は、相談者に応じた情報提供やセミナーの開催等を行う支援・相談体制の充実をすすめる必要があります。

福利厚生充実のため、勤労者住宅融資制度や働く人のための労働相談の利用促進と働く意欲があるすべての人が能力を発揮でき、安心して働くための支援策を実施する必要があります。

3 施策小項目

(1) 就労機会の拡大

- ① 事業所の求人や内職募集等の求人情報の収集に努めます。
- ② 商工会と連携協力して市内事業所の求人情報紙を発行するとともに、ハローワークの求人情報を発信します。
- ③ 若年者等を対象とした相談や就職セミナー等を実施し、若者の就労を支援する相談機関との連携を図ります。
- ④ ふるさとハローワークなど職業紹介をワンストップで行える拠点の整備を図ります。

(2) 勤労者福利厚生の充実

- ① 安心して働くことができる職場環境や休業制度など事業所における福利厚生事業の取組みを促進します。
- ② 勤労者の住宅取得等に対する制度融資の充実に努めます。
- ③ 勤労者の労働意欲の向上を図るため、優良勤労者等の表彰を行います。
- ④ 仕事と子育ての両立を支援するための「多様な働き方実践企業」認定制度の普及と申請を支援します。

(3) 働くひとのための相談の利用促進

- ① 労使間の労働条件や労務管理の改善等の解決を支援するための労働相談の利用促進を図ります。

4 施策指標・目標指標

指標名	単位	現状値 (基準年度)	目標値 (H33年度)
多様な働き方認定企業認定件数	社	16 (H27)	34
市内求人情報誌掲載企業数	件	248 (H27)	297

市民・地域等の取組み

- ・ ワーク・ライフ・バランスの実現に努めます。
- ・ 事業者は、雇用の創出に努めるとともに、従業員のための福利厚生事業を実施します。

第9節 観光の充実

1 施策の目的

- 吉川の魅力が広まり、観光客が増加することで賑わいのあるまちになることをめざします。

2 現状と課題

吉川の認知度を高めるために、吉川のシンボルとなっているなまずを観光資源としてPRしていく必要があります。

イメージキャラクター等の認知度を上げるためには、新たな試みを行うことが必要です。

観光資源整備事業検討委員会において、観光資源の効果的な活用や観光事業のあり方等、観光振興の充実策を検討することが求められます。

また、観光協会の安定した運営を図るため、減少傾向にある会員の増強を支援する必要があります。

3 施策小項目

(1) 観光事業の充実

- ①観光スポットの形成や観光資源のネットワーク化を図るとともに、観光マップの作成や観光情報の発信に努めます。
- ②なまずやイメージキャラクターを活用した商品開発等を促進します。
- ③よしかわ観光協会や観光関連団体との連携を強化し、市民とともに観光事業を推進します。

(2) 観光資源の開発

- ①新たな観光資源の開発を促進するとともに、観光資源となり得るものを調査し活用を図ります。
- ②農商工の地域産業と観光の連携を図ります。

4 施策指標・目標指標

指標名	単位	現状値 (基準年度)	目標値 (H33年度)
入込観光客数	人	73,000 (H27)	94,900

市民・地域等の取組み

- 観光団体は、観光事業の中心的役割を担い、市とともに観光資源の開発や整備、観光イベントを行います。
- 市民は、観光事業への参加やPRに協力します。

第5章 生きがい・学び・伸びゆくまちづくり（教育文化部門）

第1節 生涯学習による人づくり・まちづくり

1 施策の目的

- ・ 市民が生涯のあらゆる時期において、学習する機会が得られることをめざします。

2 現状と課題

生涯学習活動へのきっかけづくりや、あらゆるステージにおいて生涯学習活動ができるよう、生涯学習に関する指導者やボランティア等の人材育成、発掘に努め生涯学習体制の充実を図る必要があります。

3 施策小項目

(1) 生涯学習への支援

- ①学習機会の拡充を図るため、市民講師による講座の開催や出前講座を積極的に活用します。
- ②市民活動やボランティア等の地域活動へのきっかけづくりとなるよう、各種事業を実施します。

(2) 市民参加による事業の推進

- ①「よしかわ市民講座」の実施など市民が自ら企画・実施する事業展開を図ります。

(3) 学習内容の充実

- ①現代的な課題や市民のライフステージに応えた学習プログラムの充実に努めます。

(4) 学習情報の提供

- ①NPO や高校、大学、地元企業等と連携し、市民学習ニーズにあった講座の企画、幅広い情報の提供に努めます。
- ②広報よしかわや市ホームページをはじめとする多様な媒体を活用し、生涯学習情報の提供に努めます。
- ③市民の学習ニーズに対応するため、生涯学習関連施設による情報提供に努めます。

(5) 学習施設の整備充実

- ①市民の学習ニーズに対応できるよう、生涯学習関連施設の充実に努めます。
- ②地域の身近な生涯学習施設として、学校施設の開放に努めるとともに、新たな施設の整備の際は、可能な限り複合化を図ることで学習施設の設置に努めます。

(6) 人材の育成・活用

- ①人材を発掘し、生涯学習をすすめるために人材バンクを拡充し、積極的に活用します。
- ②生涯学習に関する指導者やボランティアの育成を図ります。

(7) 団体の育成・支援

- ①社会教育関係団体における自主的な活動を尊重しながら、自立に向けて支援します。

4 施策指標・目標指標

指標名	単位	現状値 (基準年度)	目標値 (H33年度)
生涯学習活動に対する満足度	%	52.4 (H28)	70

市民・地域等の取組み

- ・ 公民館等を活用し、主体的に生涯学習に取り組めます。

第2節 豊かな人間性を培う学校教育の充実

1 施策の目的

- ・ 家族と郷土を愛し、志を持って生きていく吉川の児童生徒を育成するために、教職員の資質の向上、学校施設の整備、学校給食の充実、家庭・地域との連携をめざします。

2 現状と課題

子どもたちが確かな学力、豊かな心、健康と体力を身につける中で、自立心に富み、生涯にわたって自己実現と社会貢献を行えるように、実体験とコミュニケーション能力を重視した学校づくりを推進していく必要があります。

児童生徒の学力向上については、少人数指導教員や学力向上支援員の配置、教員の計画的な研修に取り組む必要があります。

さらに、教員の資質向上に務める必要があります。

3 施策小項目

(1) 確かな学力の向上

- ①多様な学習内容や学習形態により、児童生徒の主体的な学習活動を支援します。
- ②学校の創意工夫を活かした特色のある教育活動を支援します。
- ③市内における学力等の現状に関する把握及び分析を行った上で、少人数指導など個に応じた学習指導の充実を図ります。

(2) 教員の指導力の充実

- ①教育課程、生徒指導、特別支援教育、情報教育など多様な研修体制の充実に努めます。
- ②教職員自らが、指導法の工夫改善を研究していく教育研究会の活動を支援します。

(3) 健やかな心と身体の成長

- ①健康の保持、増進についての正しい理解を促すなど学校保健の充実に努めます。
- ②心身ともに健康な生活を送れるよう、体力向上の事業を展開します。
- ③人権教育、学校同和教育、男女平等教育等の推進に努めます。
- ④児童生徒の発達状況に応じた適正な就学、進級に努めます。
- ⑤望ましい食習慣を形成するよう、栄養指導の充実に努めます。
- ⑥保幼小連携事業を推進します。

(4) 学校施設と教育環境の整備

- ①学校施設の大規模改修を計画的に行うとともに、施設の維持管理に努めます。
- ②小中学校のパソコンの計画的な更新に努めます。
- ③「(仮称)第4中学校」を建設し、教育環境の充実に努めます。

(5) 進学機会の確保

- ①国の基準に基づき、就学費用を助成します。
- ②教育ローンを利用している方への利子補給事業を実施するとともに、制度の広報活動の充実を図ります。

(6) 地域と歩む学校

- ①地域住民・地域企業の学校運営への参画を促進するとともに、県立吉川美南高校と連携を図るなど、活気あふれる学校づくりに努めます。
- ②家庭を含む地域全体で学校教育を支援する体制づくりとして、学校応援団の活動を支援します。
- ③児童生徒の安全性の確保や学校の配置、規模に配慮しながら、通学区域の適正化に努めます。
- ④地域と一体となった見守り活動や通学路の安全点検を行うなど、児童生徒の通学の安全確保に努めます。

4 施策指標・目標指標

指標名	単位	現状値 (基準年度)	目標値 (H33年度)
全国学力・学習状況調査における算数 A の平均正答率（小学生）	%	75.3 (H27)	79.3
全国学力・学習状況調査における数学 A の平均正答率（中学生）	%	55.5 (H27)	63.5
「将来の夢や目標を持っていますか」の項目の、「当てはまる」、「どちらかと言えば当てはまる」と考える児童の割合（小学生）	%	86.6 (H27)	92

市民・地域等の取組み

- 学校を核として、家庭と地域が一体となり、豊かな心、学力、体力の向上に努め、生きる力を養います。

第3節 青少年健全育成の充実

1 施策の目的

- ・ 次の世代を担う青少年が心身ともに健やかに成長し、自立した心豊かな社会人となることをめざします。

2 現状と課題

青少年の健全育成については、地域ぐるみで取り組む必要があります。児童生徒が心身ともに健やかに成長し、自立した心豊かな社会人となるため、学校教育のみならず地域と連携を図り、既存の事業を効果的に機能させつつ展開に努める必要があります。

特に、小中学生のいじめの根絶については、「いじめはどの子どもにも起こり得る」というこれまでの視点を保つ中で、いじめ防止対策推進法に基づいた「いじめ防止のための基本方針」を策定しましたが、それに基づきいじめ防止対策のさらなる充実を図る必要があります。

健全育成活動については、市民への啓発活動の強化に努める必要があります。

教育相談活動については、学校相談員連絡協議会において、相談員の資質向上に努める必要があります。

非行防止活動の充実に関しては、青少年の健全育成や非行防止抑止力に重点を置いた活動を検討していく必要があります。

3 施策小項目

(1) 健全育成活動の充実

- ①PTA 連合会等への支援と指導者の育成に努めます。
- ②青少年育成推進員、補導委員等と連携し、市民への啓発活動、環境浄化活動、パトロール等を実施し、青少年健全育成活動の充実を図ります。
- ③青少年育成吉川市民会議の活動を支援します。

(2) 教育相談活動の充実

- ①さわやか相談員、あおぞら相談員の配置など、相談機能を充実します。
- ②少年センターにおける電話相談や来所相談、訪問相談などの充実を図ります。

(3) 非行防止活動の充実

- ①地域や関係機関との連携による補導活動等を展開します。

(4) いじめや不登校の早期対応・解消

- ①「吉川市いじめの防止等のための基本的な方針」に基づき、いじめの早期発見、解消を図ります。
- ②いじめ防止や不登校対策のため、学校での組織的対応に加え、さわやか相談員、あおぞら相談員等の相談業務を充実させます。

4 施策指標・目標指標

指標名	単位	現状値 (基準年度)	目標値 (H33年度)
市内不登校児童生徒率	%	小学校 0.35% 中学校 2.23% (H27)	小学校 0.2% 中学校 2.0%
「規律ある態度」⑤あいさつの項目において達成率 80%以上の学年数（県学力・学習調査）	学年	5 (H27)	9

市民・地域等の取組み

- ・ 地域ぐるみの健全育成や PTA による地域の青少年の健全な育成活動を行っていきます。

第4節 幼児教育の充実

1 施策の目的

- ・ 小学校就学前の子どもたちが生活や学習の基礎を身に付けられることをめざします。

2 現状と課題

吉川市保幼小連携協議会を開催する中で、関係職員が保育所・幼稚園・小学校に相互に学習参観や情報交換を行っています。

「幼児教育事業」については、保育所・幼稚園・小学校が相互に学習参観や情報交換を行う保幼小連絡協議会を引き続き開催し、未就学児のスムーズな小学校就学に繋げていく必要があります。

また、幼稚園に子どもを就園させている保護者には、引き続き幼稚園就園奨励費により保護者の経済的負担の軽減を図るとともに、各幼稚園と連携しながら幼児教育の充実を図っていく必要があります。

3 施策小項目

(1) 幼児教育の支援

- ①国の補助基準額に基づき、世帯の所得状況等により幼稚園の就園にかかる費用を助成します。国の基準以上の世帯に対しても、市負担により助成します。
- ②私立幼稚園の運営に対し助成します。

(2) 保育所・幼稚園・小学校の連携

- ①保育士、幼稚園教諭、小学校教諭の相互体験研修や情報交換を実施し、保育所・幼稚園・小学校の連携強化を図ります。

4 施策指標・目標指標

指標名	単位	現状値 (基準年度)	目標値 (H33年度)
30日以上(累計)欠席(傷病を除く)をした小学校1年生の人数	人	1 (H27)	0
年度当初において3歳以上の未就学児に対する幼稚園へ入園している児童の割合	%	66.49 (H27)	69

市民・地域等の取組み

- ・ 健全な幼児の育成に努めます。

第5節 家庭・地域・学校の連携

1 施策の目的

- ・ 家庭の中で、子どもが社会で生活する力が身につくことをめざします。
- ・ 子育て家庭を地域で支えることをめざします。

2 現状と課題

夫婦共働き等により、家庭教育学級への保護者の参加が厳しい状況にあります。また、講座の内容については、保護者の意向も踏まえた検討が必要です。

さらに、子ども体験活動の担い手が少なくなっています。

子ども達の生活実態を的確に把握し、子育て世帯の支援と家庭・地域の教育力の向上を図るため、家庭教育推進事業や子ども体験活動事業等の推進を図るとともに事業を通して人材の発掘にも努めていく必要があります。

3 施策小項目

(1) 家庭教育学級の充実

- ①家庭教育学級の開催について、曜日や時間など利用者のニーズに即した柔軟な対応を図ります。
- ②家庭教育学級における学習機会の充実のため、食育など子育てに関する企画や講師の紹介等の支援に努めます。

(2) 保護者への支援

- ①家庭教育に関する講座等の開設や情報提供を行うとともに、子育てで孤立してしまう人を支援するため、情報交換の場づくりなどを行います。

(3) 地域の教育力の活用

- ①「地域の中で子どもを育てる」という視点から、世代間交流やボランティア活動など各種体験活動プログラムの企画・実施により、放課後や土日の充実をすすめます。
- ②専門的な技術や知識を持った教育ボランティアの積極的な活用をすすめます。

4 施策指標・目標指標

指標名	単位	現状値 (基準年度)	目標値 (H33年度)
家庭教育学級への参加率（未就学）	%	38.4 (H27)	50
家庭教育学級への参加率（小中学校）	%	32.5 (H27)	50
地域寺子屋事業の実施団体数	団体	6 (H27)	9

市民・地域等の取組み

- ・ 家庭の役割を見つめ直し、子どもに社会で必要となる基本的な力を身につけさせます。

第6節 多彩で個性ある文化の創造と伝承

1 施策の目的

- ・ 市民の自主的な芸術文化活動を通して地域に根ざした文化の振興と、郷土の歴史や文化が広く伝承されることをめざします。

2 現状と課題

市民の郷土に対する愛着と関心を深めるため、市史の刊行をすすめるとともに、市民の協力を得ながら文化財調査を行い、文化財の保護、保存に努める必要があります。

また、市史編さん事業で収集した資料を保存し、活用を図っていく必要があります。

一方、市民の芸術文化活動の発表の場の確保や文化連盟をはじめとする団体の育成や活性化を図るため、芸術文化活動への支援を推進する必要があります。

3 施策小項目

(1) 文化財の保護・保存

- ①市民の協力のもと市内全域における文化財調査をすすめます。
- ②市指定文化財としての保護・保存に努めます。

(2) 歴史資料の収集・調査・保存・活用

- ①歴史資料の保存をします。
- ②市史編さん資料の公開や調査報告書等の刊行に努めます。
- ③歴史資料の有効的な活用をします。

(3) 文化財愛護活動の推進

- ①郷土の歴史や文化財に関する講座、見学会等を開催します。
- ②郷土芸能の維持や郷土の歴史の啓発、伝承を通して市民の愛着心や郷土愛を育みます。

(4) 芸術文化活動への支援

- ①市民文化祭や作品展等を開催し、芸術文化活動の発表の場を確保します。
- ②人材バンクなど指導者を積極的に活用し、文化連盟をはじめとする団体や個人の育成に努めます。
- ③若者から高齢者までが参加する演劇活動等を通じて、芸術文化の振興を図ります。

(5) 施設の整備充実

- ①郷土資料館の維持管理に努めるとともに、歴史資料の保存場所や展示スペースの確保を検討します。

4 施策指標・目標指標

指標名	単位	現状値 (基準年度)	目標値 (H33年度)
芸術文化に触れ合う機会の満足度	%	37.6 (H28)	50

市民・地域等の取組み

- ・ 芸術文化や郷土の歴史・文化財に対する関心を深め、郷土を愛します。

第6章 まちづくりの推進のために（行政運営）

第1節 広聴・広報の充実

1 施策の目的

- ・ 市政に反映させるために、的確な市民ニーズを把握することをめざします。
- ・ 市政を市民に伝えることで理解が高まることをめざします。

2 現状と課題

市民意識調査における「広報よしかわの満足度」は約8割と非常に高くなっています。また、ホームページへのアクセス数や広報よしかわ電子版の配信登録者数が増えていることから、多くの人に市の情報を提供できていると考えられます。

一方、インターネットを使った情報提供手段はソーシャルネットワーキングサービス（SNS）など多岐にわたっており、市民ニーズを的確にとらえた情報提供手段を用いる必要があります。

また、広報よしかわについては、より多くの市民の方に手に取ってもらえるように取組む必要があります。

さらに、市長等が市民と直接対話する機会を今後も引き続き設けていく必要があります。

3 施策小項目

（1）広聴の充実

- ① 市政についての意見・要望を様々な手段により聴取し、まちづくりに活用します。
- ② 広聴活動を通じて、市民とのコミュニケーションを高めます。

（2）広報の充実

- ① 広報紙やホームページ、SNSなどの様々な手段を活用し、市政情報等を正確に伝えます。
- ② 報道機関等への積極的な情報発信に努めます。

4 施策指標・目標指標

指標名	単位	現状値 (基準年度)	目標値 (H33年度)
広報よしかわを読んでいる率（「毎月」）	%	62.9 (H28)	77
プレス発表における新聞等への掲載回数	件	71 (H27)	88

市民・地域等の取組み

- ・ 市が展開する施策に対する理解と関心を高めるとともに、積極的に市政に対し意見・要望などを発信します。

第2節 情報公開の推進

1 施策の目的

- ・ 市民が必要な市の情報を必要なときに入手できることをめざします。
- ・ 市の保有している個人情報を本人の権利利益を害することのないよう管理することをめざします。

2 現状と課題

情報公開・個人情報保護制度の周知について、年1回の「吉川市情報公開・個人情報保護審査会」への報告とともに、広報よしかわや市ホームページにより広く周知してきました。

また、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴い、個人情報保護条例及び情報公開・個人情報保護審査会条例を改正し、特定個人情報の取扱いについて対応できるようにしました。今後も、職員への継続的な研修により市民の権利を守っていく必要があります。

積極的な情報の提供については、市議会の開催状況や会議録を市ホームページで閲覧できるようにし、アクセス件数は年々伸びてきました。市民が必要な市の情報を、必要な時に入手できるように推進していく必要があります。

3 施策小項目

(1) 情報公開・個人情報保護の適正な運用

- ① ホームページ、広報紙を通じて積極的に情報公開制度・個人情報保護制度を周知します。
- ② 市民からの請求に応じ、公文書等の公開を行います。
- ③ 保有する個人情報を本人の請求に応じて開示します。
- ④ 一定のルールの下で、個人情報の収集や管理、利用を行い、市民のプライバシーを保護します。

(2) 積極的な情報の提供

- ① 各種事業の進捗状況や行政課題等の情報を積極的に提供します。
- ② 市政の透明性を確保し、市政に対する信頼と関心を高めます。

4 施策指標・目標指標

指標名	単位	現状値 (基準年度)	目標値 (H33年度)
情報公開制度・個人情報保護制度研修の終了者数	人	172 (H25年度から H27年度の累計)	300 (H29年度から H33年度の累計)

市民・地域等の取組み

- ・ 市が保有する公文書を情報公開請求、個人情報の開示請求をすることにより、市政運営や個人情報の管理などが適正に行われているかをチェックします。

第3節 情報化の推進

1 施策の目的

- ・ 情報通信技術を積極的に活用し、市民の利便性の向上をめざします。

2 現状と課題

情報機器の適正な管理運用については、必要に応じた情報システムの更新、改修を実施してきましたが、今後も費用対効果や事務効率の向上を重視し、十分な検討のもと実施していく必要があります。

情報通信技術を活用した利便性の向上について、今後は国が推進する社会保障・税番号制度（マイナンバー）により整備されるマイナポータルや埼玉県が新たに更新する電子申請システムの活用推進について検討する必要があります。

また、マイナンバー制度の導入に伴い、証明書のコンビニ交付サービスについて、円滑な導入を図るとともにサービスを利用する際に必要となるマイナンバーカードの交付をすすめる必要があります。

3 施策小項目

（1）情報機器の適正な管理運用

- ①情報機器を効率よく活用するために研修を行います。
- ②情報漏洩事故を防ぐため、人的かつ物理的な、様々なセキュリティ対策を実施します。
- ③提供するサービスに合わせ適切な技術を活用していきます。

（2）情報通信技術を活用した利便性の向上

- ①窓口に出向かなくても行政手続きができる電子申請の仕組みを構築します。
- ②市が発行する証明書を全国のコンビニエンスストア等で取得できるサービスを実施します。
- ③電子申請や証明書のコンビニ交付サービスの利用に必要なマイナンバーカードの普及に努めます。

4 施策指標・目標指標

指標名	単位	現状値 (基準年度)	目標値 (H33年度)
情報通信技術を活用した手続きの導入件数	件	3 (H27)	8

市民・地域等の取組み

- ・ マイナンバー制度の内容を理解し、カードの取得並びに活用を行うとともに市が展開する窓口サービス業務の電子化に対して、意見や要望など行政に発信します。

第4節 計画的・総合的な行政の推進

1 施策の目的

- ・ 明確な目標設定と評価、評価に基づく継続的改善が行われることをめざします。
- ・ 市民満足度のより一層の向上をめざします。
- ・ 社会情勢等により変化する行政需要に対応できる組織をめざします。
- ・ 各部署が必要としている人材の確保と職員の能力向上をめざします。

2 現状と課題

多様化する市民ニーズや当市を取り巻く新たな行政課題に柔軟かつ迅速に対応し、基本構想に掲げる将来都市像の実現に向けて、効率的・効果的な行政運営を行っていくためには、今ある経営資源の効率的な活用や、民間企業考え方、手法を市政運営に取り入れ「第4次よしかわ行財政改革大綱」を着実に推進する必要があります。

さらに、人材確保策の充実を図る取組みを検討するほか、効率的な業務執行を図るために研修の実施や組織の見直しを行うとともに、職員の健康保持増進を図る必要があります。

3 施策小項目

(1) 行政評価によるマネジメントの推進

- ①行政評価制度を活用することにより、計画の進行管理を行うとともに、的確な目標設定、施策と事務事業の連動を図ります。
- ②施策評価や事務事業評価を活用し、行政資源の効果的・効率的な配分に努めます。

(2) 品質マネジメントシステムの推進

- ①ISO9001（品質マネジメントシステム）による継続的改善をすすめます。

(3) 計画的な行財政改革の推進

- ①行財政改革大綱に基づき、行財政改革を着実にすすめます。
- ②定員適正化計画に基づき、適正な定員管理に努めます。

(4) 組織体制の整備

- ①変化する行政需要に的確に対応するため適宜組織を見直します。

(5) 人事管理の充実

- ①人事評価制度等を活用することにより、職員の能力、適性の把握に努めます。
- ②変化する行政需要に対応するため、必要とされる能力を把握し、職員研修を充実させるとともに、自己啓発支援を拡充します。
- ③求める人材を確保するため、様々な人材確保手法を活用します。

4 施策指標・目標指標

指標名	単位	現状値 (基準年度)	目標値 (H33年度)
市全体の取組みに対する満足度	%	78.9 (H28)	80
事務事業評価の達成度	%	77.7 (H27)	80

市民・地域等の取組み

- ・ 市の施策に対する関心を高め、まちづくりの想いを共有します。

第5節 持続可能な財政運営

1 施策の目的

- ・ 計画的な行政運営を推進するために必要な財源が確保できるよう、継続的かつ安定的な財政運営をめざします。

2 現状と課題

税負担の公平性を確保するため、新たに市税と国民健康保険税の徴収一元化を行い、業務の効率化や市民サービスと収納率の向上を図ってきました。

納税催告の徹底や相談窓口を開設することで適正な納税を促すとともに、自主納付の見込みがない滞納者に対しては徹底した滞納処分を実施し、公平な税負担を確保するとともに、滞納額の縮減を図る必要があります。

3 施策小項目

(1) 計画的な財源配分

- ①実施計画をもとに、年度ごとの財源配分を設定し、計画的な財政運営を行います。

(2) 計画的な市債の活用

- ①償還計画を踏まえ、市債の計画的な活用に努めます。

(3) 財源の確保

- ①必要に応じて使用料・手数料の見直しを行い、負担の適正化を図ります。
- ②適正かつ公平な賦課徴収に努めます。
- ③税の制度について、市民や事業者の理解が深まるようPRします。
- ④税外債権の徴収に努めます。

(4) 財政状況の公開

- ①市の予算・決算に関して、わかりやすい情報提供に努めます。

4 施策指標・目標指標

指標名	単位	現状値 (基準年度)	目標値 (H33年度)
実質公債費比率	%	4.5 (H27)	10
市税の収納率	%	98.8 (H27)	99

市民・地域等の取組み

- ・ 市の財政状況を理解するとともに、市民が自ら出来ることは、自ら行います。
- ・ 市税に対する理解を深め、納期限までに完納できるよう心がけます。

第6節 公有財産の適正管理

1 施策の目的

- 行政サービスの提供に必要となる適正な財産保有と公有財産の効率的・効果的で適正な管理をめざします。

2 現状と課題

公共施設やインフラの維持・管理には膨大な費用がかかります。また、多くの施設については経年劣化が進んでいる状況です。

公共施設やインフラを総合的かつ効率的に管理・運用するために策定した公共施設等総合管理計画に基づき、個別施設の長寿命化計画を策定していく必要があります。

3 施策小項目

(1) 公有財産の適正管理

- ①使用目的の無い公有財産については、売却等の処分や有効活用を行います。
- ②公有財産管理に係る業務委託契約を一元化します。
- ③環境対応車を計画的に導入します。

(2) 新庁舎の建設

- ①災害に強く、経済性、機能性に配慮した庁舎の建設をめざします。

(3) 公共施設等のマネジメント確立

- ①公共施設、インフラの更新等に関して調査・研究を行い、大枠の方針、長寿命化、建て替え等に関するトータルマネジメント計画の策定をすすめます。

4 施策指標・目標指標

指標名	単位	現状値 (基準年度)	目標値 (H33年度)
耐震性を確保した新庁舎の建設	—	—	平成30年度 完成予定

市民・地域等の取組み

- 庁舎をはじめとする公有財産等の売却・処分、適正な維持管理や新庁舎建設に関して、関心を高めるとともに、情報を共有化し意見等を行政に発信します。

第7節 地方分権の推進

1 施策の目的

- 自己決定、自己責任で、地域の問題を解決することをめざします。

2 現状と課題

第四次埼玉県権限移譲方針に基づくとともに、幅広い市民サービスが提供できるよう、積極的に事務の権限移譲を受けています。

また、吉川市、草加市、越谷市、八潮市、三郷市、松伏町の近隣5市1町で構成する埼玉県東南部都市連絡調整会議における公共施設の相互利用等の取組みをはじめ、吉川市、越谷市、松伏町の2市1町による斎場の運営など、広域連携に取り組んでいます。

今後も、市民サービスのさらなる充実のために、権限の委譲を積極的にすすめるとともに広域的な視点での対応が必要な課題等については、近隣市町等との連携による取組みをすすめる必要があります。

3 施策小項目

(1) 権限移譲の推進

- 自治体として自主的・主体的に取り組む仕組みづくりとともに、地域の課題を解決できる体制の確立のため、求められる権限の研究と受け入れをすすめます。
- 幅広い市民サービスを提供するため、必要な権限と財源の移譲を国や県に求めます。

(2) 広域連携の充実

- 近隣市町と広域的な行政課題の調査研究をすすめるとともに、効率的で効果的な行政サービスのための広域連携をすすめます。

4 施策指標・目標指標

指標名	単位	現状値 (基準年度)	目標値 (H33年度)
計画期間内の権限移譲事務数	事務	—	5 (H29年度から H33年度の累計)

市民・地域等の取組み

- 地方分権に向けた市の取組みについて関心を持ち、理解します。

第8節 シティプロモーションの推進

1 施策の目的

- 市民が誇りに思えるような吉川の魅力を創出するとともに、市内外に発信することで、まちの価値を高めることをめざします。

2 現状と課題

本市は全国でも数少ない人口が増加している活気あるまちですが、全国的に進行している少子高齢化の波が、いずれ本市にも押し寄せてくることに対して備える必要があります。

そこで、本市の魅力を再発見・発掘し、吉川に対する誇りと愛着心を醸成し、多くの市民が「住み続けたいまち」と思うまちを創っていくとともに、多くの方に「住みたいまち」として選んでもらえるように魅力を発信していく必要があります。

3 施策小項目

(1) 魅力の発掘と充実

- ①市の歴史や文化・産業等の魅力や資源について再考察をすすめます。
- ②地域資源のブランド化をすすめます。
- ③市内外へ地域の魅力や資源に関する情報の発信に努めます。

(2) 新たな魅力の創出

- ①市の魅力を発信するためのイベントを実施します。
- ②新たな地域資源の開発を支援します。

4 施策指標・目標指標

指標名	単位	現状値 (基準年度)	目標値 (H33年度)
市への愛着度	%	78.3 (H27)	80
人口の増加	人	71,179 (H28年4月1日)	75,000

市民・地域等の取組み

- 市の歴史や文化、産業に興味を持ち、SNSなどにより情報を発信します。
- 市の新たな魅力の発見や創造を行います。

重点テーマ

将来都市像の実現をめざすとともに、社会潮流や市民意識調査等による重要性、必要性のある取り組みや、今後、本市にも及んでくる少子高齢化に伴う人口減少を見据え、後期基本計画の計画期間内に特に積極的に推進すべき取り組みを「重点テーマ」として位置付けます。さらに、その「重点テーマ」の取り組みとなる基本計画上の施策を「重点施策」として位置付け、施策横断的に展開していきます。

I 市民の安全・安心を高める

将来に起こりうる甚大な地震災害や当市の地勢から対応が継続的に求められる水害、その他のあらゆるリスクから市民の生命、財産を守り、安全で安心なまちをめざします。

【重点施策】

● 災害に強いまちづくり

東日本大震災の経験、竜巻災害、平成27年9月の関東・東北豪雨等を踏まえ、今後発生しうる災害に対応できるよう、平常時における個人の防災対策に対する働きかけを行うとともに、地域防災力の充実強化として、自主防災組織の活動を高めていきます。また、耐震化の支援や水防体制の充実を図ります。

さらに、武力攻撃事態や大規模テロ等の新たな脅威に対する体制整備を図ります。

● 総合的な治水対策の推進

平成27年9月の関東・東北豪雨による当市の状況を踏まえ、排水ポンプ設置箇所の見直しを行うなど浸水被害の軽減を図ります。

また、中川河川改修や江戸川堤防強化対策、大場川、第二大場川の河道改修の促進を図るため、国や県に各事業の早期完成を要望します。

一部のポンプ場施設について、「長寿命化計画」に基づく機械・電気設備の更新を引き続き実施します。

Ⅱ 子どもの笑顔で満たされたまちをつくる

住み慣れた地域で安心して妊娠、出産、育児ができるようにします。

また、子どもが確かな学力・豊かな心、健康と体力を身に付けるとともに、自立心に富み、生涯にわたって自己実現と社会貢献ができるように支援します。

【重点施策】

● 未来を育む児童福祉の推進

妊娠期から子育て期まで切れ目のない支援を行うために、産前・産後の支援の充実を図るとともに、子育て家庭の孤立化の解消、子育てにかかる負担軽減のための相談や情報提供の充実、保育所待機児童ゼロをめざした施設整備を促進します。

社会全体で子育てを応援し、子どもを守り育てていくために、地域・企業等と連携しながら子育て支援を行います。

また、貧困が世代を超えて連鎖することがないように、子どもの貧困対策に取り組みます。

● 豊かな人間性を培う学校教育の充実

教育大綱がめざす「家族と郷土を愛し、志を持って生きていく吉川の児童生徒」を育成します。

確かな学力、豊かな心、健康と体力を身に付け、想像力と独創性を持った子どもを育てるために、すべての学校において、学力の向上・心の教育の充実・体力の向上を図ります。

また、教職員の指導力向上を図るための研修を実施するなど教職員の資質と授業力の向上を図ります。

● 家庭・地域・学校の連携

家庭において、子どもが社会で生活する力を身に付けることができるよう、家庭教育に関する講座等の開設や情報提供を行うとともに、子育てで孤立してしまう人を防ぐため、情報交換の場づくりなどを行い、保護者を支援します。

また、「地域の中で子どもを育てる」という視点から、世代間交流やボランティア活動など各種体験活動プログラムの企画・実施により、放課後や土日の充実をすすめます。

Ⅲ まちの価値を高める

地域産業の成長を図るとともに、吉川に住む人々が吉川の魅力を知り、好きになり、自慢したくなるよう、吉川への愛着心を醸成します。

【重点施策】

● 魅力ある農業の振興

未来を見据えて攻める農業を推進するために、本市に合った農地の集積化や集約化を支援すると同時に、農業基盤整備を推進します。

また、ブランド化に向けた取組みをすすめ、付加価値の向上、吉川産農産物の PR、販路の拡大を推進します。

さらに、市民に理解される農業振興に向けて、農業の拠点づくりやイベントを通じて、農産物の PR 活動や生産者と消費者の交流をすすめます。

● 賑わいある商業の振興

市内商業者の優れた技術や製品の情報を発信し、販路拡大等を推進します。

また、経営の改善及び合理化を図るために、商業団体や新たに創業する起業者を支援します。

● 活力ある工業の振興

市内中小企業等の優れた技術や製品の情報を発信し、販路拡大や企業間連携を支援します。

また、企業の立地推進を図るため、工場誘致等を推進していきます。

● シティプロモーションの推進

市民の郷土愛を醸成し「住み続けたい」と思うまちを創るため、市の歴史や文化、産業等の地域資源の掘起しと新たな魅力の創出に取り組めます。また、「住みたいまち」として選んでもらえるよう、まちの魅力・情報を積極的に市内外へ発信します。

IV まちの住みよさを高める

快適な住環境の提供により、市民一人ひとりが安らぎと潤いを感じる充実した日常生活をおくることができるまちをめざします。

【重点施策】

● みどり豊かなまちづくり

公園再生プロジェクトにおける再生に向けた新たなコンセプトに基づき、遊具や修景施設等の見直し、修繕を行い、市民に身近で親しみのある公園の整備や公共空間の確保に努めます。

● 新しい市街地の整備

吉川美南駅東口周辺地区は、新たな玄関口にふさわしい土地利用を図るため、「笑顔と緑あふれるみんなの庭」をコンセプトにした土地区画整理事業を推進します。

● 充実した公共交通網の整備

バス路線網の充実を図るとともに、新たな公共交通の導入も含めた市内全体の公共交通ネットワークの構築を推進することで、公共交通機関を利用した移動機会の確保に努めます。